

目次

<b>I. 設置の趣旨及び必要性</b>	3
1. 沿革と経緯	3
2. 設置の理念	3
3. 福岡女学院看護大学看護学部の教育の特色	4
4. 福岡女学院看護大学大学院看護学研究科を設置する背景と必要性	6
5. 看護学専攻科を設置する理由	7
1) 高度化、多様化する医療技術に伴う社会の変化	7
2) 看護教育の現状と課題	7
6. 大学院設置の必要性	8
7. 教育研究上の目的と養成する人材像	9
1) 看護学研究科の教育上の目的	9
2) 養成を目指す人材像と活躍の場	9
3) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）	10
<b>II. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か</b>	10
<b>III. 大学院、研究科、専攻等の名称及び学位の名称</b>	10
<b>IV. 教育課程の編成の考え方及び特色</b>	11
1. 教育課程の編成・実施の基本方針（カリキュラム・ポリシー）	11
2. カリキュラム構成	14
1) 共通選択科目	14
2) 専門基礎科目	15
3) 専門科目	15
4) 看護研究科目	15
3. 学習目標の達成度の評価	15
1) 科目レベル	16
2) 研究科レベル	16
<b>V. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件</b>	16
1. 教育方法	16
2. 授業方法に適した学生数	17
3. 配当年次	17
4. 履修方法	17
5. 履修指導	17
6. 研究指導	18
1) 研究指導スケジュール	18
7. 学位論文審査体制	18
8. 研究の倫理審査体制	19
9. 長期履修学生制度	19
10. 修了要件	19
<b>VI. 基礎となる学部との関係</b>	19

<b>VII. 多様なメディアを活用した授業の実施</b>	20
<b>VIII. 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施</b>	20
1. 修業年限	20
2. 履修指導及び研究指導の方法	20
3. 授業の実施方法	20
4. 教員の負担についての配慮	21
5. 図書館・情報処理施設などの利用方法	21
<b>IX. 取得可能な資格</b>	21
<b>X. 入学者選抜の概要</b>	21
1. 基本方針	21
2. 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）	21
3. 募集人員	22
4. 出願資格	22
5. 出願前相談	22
6. 入学者選抜の方法	23
7. 入学者選抜の判定方針	23
8. 入学者選抜体制	24
9. 学生納付金等	24
<b>XI. 教員組織の編成の考え方及び特色</b>	24
<b>XII. 施設・設備等の整備計画</b>	25
1. 校地、運動場の整備計画	25
2. 校舎等の施設の整備計画	25
3. 教育・研究機材、器具等の整備計画	27
4. 図書等の資料及び図書館の整備計画	27
<b>XIII. 管理運営</b>	28
<b>XIV. 自己点検・自己評価</b>	28
1. 実施方法・実施体制	28
2. 結果の活用・公表	29
3. 評価項目	30
4. 認証評価	31
<b>XV. 情報の公表</b>	
1. 実施方法	31
2. 実施項目	31
3. 公表内容	32
<b>XVI. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等</b>	33
1. 実施体制	33
2. 実施内容	33
1) SD 研修	33
2) FD 研修	34

## I. 設置の趣旨及び必要性

### 1. 沿革と経緯

福岡女学院看護大学（以下、「本学」という。）は、キリスト教精神に基づき、人間の尊厳、倫理観を備えたヒューマンケアリングを実践できる人材を育成し、社会に貢献することを教育理念として、平成 20(2008)年に開学した。

本学の母体である学校法人福岡女学院は、明治 18(1885)年に宣教師によりキリスト教に基づく女子高等教育の場として設立された福岡英和女学校にその源を発しており、本年（令和 4(2022)年）創立 137 周年を迎える。また、本学は独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター（以下、「福岡東医療センター」という。）と提携しており、福岡東医療センターの敷地内に大学を設置し開学 14 周年を迎える。開学 10 周年には医療高度化に対応でき、主体的に学べる人材育成をめざしてシミュレーション教育センターを開設（平成 28(2016)年 9 月）し、大学全体で看護実践能力向上に向けた教育の転換に取り組んでいる。また、多様な文化背景の対象者を理解し対応できる看護師養成を目指した多言語医療支援コースを開設（平成 30(2018)年 4 月）するなど、社会の変化に対応できる教育を積極的に取り入れてきた。

このような伝統と新しい教育を柔軟に取り入れて発展させていくためには、本学の教育理念の基盤となるキリスト教に基づく福岡女学院創立の精神に則り、社会の多様な場で活躍できる人材育成の教育リーダーが求められる。特に本学の強みの一つであるシミュレーション教育をはじめとした先駆的な看護学教育の取り組みに関する学際的な活動が求められる。このような背景から本学では、シミュレーション教育を中心とした看護教育学の教育・研究拠点として「福岡女学院看護大学大学院（以下、「本大学院」という）」を設置することとした。

### 2. 設置の理念

保健医療福祉における多様な課題に対応するために、キリスト教精神およびヒューマンケアリングに基づき、シミュレーション教育者の育成を通して我が国の看護シミュレーション教育の質の向上と均てん化に貢献することを本大学院の基本理念とする。

情報化社会の発展に伴う複雑化した知識基盤型社会では、新しい時代に対応できる人材育成が求められている。このような社会で高度な専門的知識を備え、異なる分野や文化をもつ人々との交流を深めながら保健医療福祉の課題を解決していける人材の育成は重要である。本大学院では、看護・保健医療分野に関する学問についての学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を極め、看護・保健・医療・福祉の質の向上に貢献する人材を育成することを目的とする。また、高度化した医療や多様な場において新しい教育技法を柔軟に活用しながらシミュレーション教育を駆使し先導するリーダーとなる人材を育成する看護教育学の拠点形成を目指す。

【資料 1 : 福岡女学院看護大学大学院の目的】

【資料 2 : 福岡女学院看護大学大学院の人材育成の構想】

### 3. 福岡女学院看護大学看護学部の教育の特色

福岡女学院看護大学の学士課程では、学校教育法第 30 条第 2 項が定める学力の三要素及び、教育基本法第 7 条「高い教養と専門的能力を培う」に関する学士課程で育成する能力の参考指針を基に「ヒューマンケアリングを実践できる基礎的能力（態度・志向性）」「倫理観を持ち他者の権利を擁護できる能力（知識・姿勢）」「専門職としての知識と問題解決能力と基本的な援助技術の修得（知識・理解）」「チームで連携しながら看護の役割の理解（協働）」「専門職としての自己研鑽（態度・志向性）」「保健医療福祉の現状と課題の理解（知識・理解）」の能力育成をディプロマ・ポリシーとした教育を実践している。

ディプロマ・ポリシーで目指している「知識・理解・態度・志向性」の能力を身につけ、主体的に学ぶ力を育成するために、平成 27(2015)年にシミュレーション教育センターを開設し、日本初となるシミュレーション教育学領域（教授 1 名、助教 1 名）を配置した。そして、全領域が参加するシミュレーション教育センター運営委員会を中心に横断的なシミュレーション教育の導入が実践可能となった。

#### \*シミュレーション教育とは

##### (1)シミュレーション教育の歴史的背景

シミュレーション教育の歴史を振り返ると 1900 年代の米国で行われたクリニックでの研修医を対象にしたことが報告書で残っている。その後、米国では NASA や軍の病兵を治療するための遠隔医療、麻酔科や救命領域の救急医療にシミュレーション教育が取り入れられチーム医療の概念となり、個人の技術からチームワークへと教育の対象が拡大した。その後、一般企業や航空界のトレーニングにも取り入れられ、緊急の場面だけでなくリーダーシップ、コミュニケーション、意思決定能力等の強化に用いられるようになった。

##### (2)シミュレーション教育の定義

「実際の臨床の場や患者などを再現した学習環境のなかで、学習者が課題に対応する経験と振り返りやディスカッションを通じて、「知識・技術・態度」の統合を行う事により反省的実践家を育てていく教育」と定義\*されている。

※阿部幸恵編著：看護のためのシミュレーション教育，医学書院,2013.

##### (3)シミュレーション教育の学習の流れ

①事前学習、②Briefing（学習の目標を確認、シミュレーション学習を行う環境の確認）、③シミュレーション（疑似学習環境で課題に取り組む）、④Debriefing（振り返り学習者同士のディスカッション）、⑤学習のまとめ

①～⑤の流れに沿って、ファシリテーター（指導者）の指導の下、安全に実施でき、チームによる客観的な意見やビデオ撮影による自己のケアの様子を見る事で自己のケア（行動や言動）の可視化による正確なアセスメントができ、納得がいくまで何度も繰り返し練習ができる学習である。

臨地実習開始前、中、後に最近では導入されている:客観的臨床能力試験 (OSCE: objective structured clinical examination) )と同様にまた、シミュレーション教育も実践力の評価としても用いられるようになった。

#### (4)シミュレーション教育の利点

臨床現場を模擬的に再現して、その学習環境下で学習者が実際に経験し、その場を仲間と共に振り返り、専門的な知識・技術を統合することで実践力を向上させる教育方法である。この教育の利点は、①患者と学習者双方の安全を保障、②学習内容に合わせた患者状態や状況の設定が可能、③同一条件下で繰り返しの学習や評価が可能、④臨床に比べ指導方法の自由度が高い、⑤同一模擬患者を対象にした学習による平等な教育が可能などである。

本学の学部教育ディプロマ・ポリシーの1つである「専門職としての知識と問題解決能力と基本的な援助技術の修得 (知識・理解)」を到達するために、シミュレーション教育により現場を再現した安全な学習環境で仲間と共にディスカッションしながら、繰り返し実践することで知識・技術を統合する教育をしている。シミュレーション教育の効果は、「現場がイメージでき、実習の不安が軽減した」「シミュレーションで経験したことは記憶に残る」などの学生からの評価があり、これまで学会誌や学術集会で発表してきた。

また本学では、シミュレーション教育で活用する Web 教材として、患者が居住する仮想都市“ミッションタウン”を開発している。ミッションタウンの住民を領域や学年を超えて共有することで学生の思考がつながり、患者の生活を見る視点の育成をねらいとしている。地域包括ケアシステムが進む中、多様な場で活動する看護職が生活を含めた視点で対象者を見る力の育成をねらったこの教材の開発プロセスや教育効果については、雑誌、学術集会で成果を発表している。また、どこからでも、いつでも学ぶことのできる“ミッションタウン”は、令和元(2019)年には e ラーニング大賞 厚生労働大臣賞を受賞している。現在、文部科学省の科学研究費 (基盤研究 B 課題番号: 20H04031) の取り組みでは、Web シミュレーションシステムの機能を追加し実証研究に取り組んでいる。大学院教育ではこれらの研究成果を教育に活かしていく計画である。

本学のシミュレーション教育の実施体制は、シミュレーション教育センター運営委員会が中心となり、福岡女学院看護大学臨地実習連携協議会および学生・看護シミュレーション評価委員会から構成されている。福岡女学院看護大学臨地実習連携協議会では、本学のシミュレーション教育の特徴を臨地実習施設の指導者と共有し連携を図り、臨地実習や卒業生の評価を受けシミュレーション教育の改善につなげている (2回/年)。学生・看護シミュレーション評価委員会では、学生からのシミュレーション教育の評価を受け、教育の質の改善を図っている。このように、本学では、シミュレーション教育を臨地実習施設や学生も含めて推進しており、シミュレーション教育の評価・研究を実施できる体制を整備している。また、全領域がシミュレーション教育を実施している大学は国内でも少なく、これらの教育事例は「看護基礎教育におけるシミュレーション教育の導入 (日本看護協会出版会、2018)」から出版されている。

令和 2(2020)年度からの COVID-19 感染拡大の影響で臨地実習中止が相次ぎ学内実習への変更が余儀なくされた事態では、本学の実践してきたシミュレーション教育の実績やミッションタウンを活用し、学内実習への転換へつながっている。本学のシミュレーション教育を活用した実習代替の実践は、コロナ禍における看護教育の先行事例として文部科学省の視察を受けている。

このように感染症拡大や災害など予測困難な社会においても、質を担保しつつ柔軟な看護学教育を実践している。

令和 4(2022)年度改正となる看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインの一部修正では、ICT やシミュレーション教育等のアクティブ・ラーニングを分野・領域に関わらず活用する主体的な学習が留意点に記載されている。このように学修者主体の教え方への転換や領域横断的なカリキュラム運営が看護職養成に求められるなか、本学ではこの教育の転換に向けた教育の実践をこれまで行っている。

#### 4. 福岡女学院看護大学大学院看護学研究科を設置する背景と必要性

看護基礎教育では臨地実習を基盤に実践力を養うことが想定されていたが、近年の重症化・複雑化する患者、医療の高度専門化、患者の権利や医療安全の重視、臨床現場での学生の緊張とストレスの増加を背景に看護基礎教育の改革が進められ、シミュレーション教育の活用が注目されている。

米国では 1960 年代より開発された蘇生人形などを使用したシミュレーション学習が開始され、1999 年に医療過誤を減らすための答申「” To Err Is Human” 人は誰でも間違える」以降、全米各地にシミュレーションセンターが設立され、シミュレーション教育が発展している。National Nurse Education Simulation Study (NCSBN) 大規模調査(2016)では、看護臨地実習をシミュレーションに置き換えた場合の学習効果について、臨床実践でのアウトカム評価・効果判定をしたところ、50%を置き換えても実習と同等の効果がみられることが報告されている。このように米国では患者ケアを模擬体験から学ぶためのテクノロジーやシミュレーションが急速に進化しており、そのための熟練した医療シミュレーションが実践できる教育者や専門家の需要が高まっている。

一方、日本の看護学教育におけるシミュレーション教育は、2010 年頃より実践報告が始まり、COVID-19 感染拡大の影響によりシミュレーション教育を実践した施設は増えているが、質の高いシミュレーション教育を実施できる指導者（ファシリテーター）の不足が課題となっている。事実、高度医療化が加速し看護への期待が高まる中で、複雑化する疾病構造を有する患者をアセスメントし必要な援助を繰り返しながら学べるシミュレーション教育を実践できる指導者を育成するプログラムの要請は日に日に高まっている。

シミュレーション教育は、様々な教育・学習理論や教授モデルを基盤としており、効果的に教育を実践するためには、これらの理論に基づいた教育設計やシミュレータ及び模擬患者の活用など多岐にわたる知識・技術が求められる。このようにシミュレーション教育を中心とした看護教育学を実践・評価し、学術的な裏付けに基づく効果的な看護教育学を構築することはこれからの看護職を育成するためには喫緊の課題である。

このような背景から、本大学院看護学研究科（以下、本研究科）では、キリスト教精神

およびヒューマンケアリングに基づき、シミュレーション教育を中心とした看護学教育が実践できる教育者・研究者を育成し社会に貢献することを目的とし、高度化した医療や多様な場において新しい教育技法を柔軟に活用しながら先導するリーダーとなる人材を育成する教育・研究拠点の形成を目指すこととした。

## 5. 看護学専攻を設置する理由

### 1) 高度化、多様化する医療技術と社会の変化

超少子高齢社会への急速な移行、住民の健康志向及び保健医療福祉への関心の増大、情報化・国際化の進展、医療制度の変化などに伴い、保健医療福祉分野の連携、協働の中で看護職の役割は急速に拡大し、看護ケアの重要性はますます高まってきている。

情報化社会に伴う人々の価値観や生活状況の多様化により、一般化とともに個別化された医療やケアが求められている。このように変化する環境の中で看護職は、科学的な思考のみならず、人々の社会・文化的背景の深い理解を基にした全人的な対応が求められている。一方で、高度情報社会に伴い保健医療福祉における情報システムの構築や医療情報サービスの確立が不可欠である。急速に進歩し変化する保健医療福祉分野において、大学が地域の拠点として機能し貢献するために、大学の教育・研究に基づく地域連携が重要とされ、社会人受け入れの拡大や生涯教育の場としての教育環境整備など積極的なさらなる改革が必要である。

### 2) 看護教育の現状と課題

令和2(2020)年5月現在、我が国の看護系大学は289校、学部入学定員24,888人である(文部科学省「文部科学大臣指定(認定)医療関係技術者養成学校一覧」)。そのうち、令和元(2019)年度に看護系大学院を設置している大学は180校(62.3%)、入学者数は修士課程及び博士前期課程1,792人、博士後期課程500人である(一般社団法人日本看護系大学協議会と日本私立看護系大学協会の協働実施「2019年度(2020年度実施)看護系大学に関する実態調査」)。

本学が位置する福岡県では、令和3(2021)年4月現在、看護系の学部又は学科設置14校のうち大学院設置は11校(84.6%)であり、学部入学定員は1,308人、大学院修士課程入学定員は96人(うち国際医療福祉大学大学院は圏域を超えた複数キャンパスでの入学定員160人であるため除く)である。

この看護系大学・大学院の設置の背景には、変化する社会のニーズに対応できる実践能力及び教育・研究能力を持つ看護専門職者が求められている現状がある。本学が実施したニーズ調査では、本研究科にシミュレーション教育・研究コースを開設することに、「大いに期待する・期待する」と回答した者が、在校生で76.0%、卒業生で77.1%、保健医療福祉施設に勤務する看護職で85.2%、看護系の教育機関に勤務する教員で89.3%という結果であり、本研究科にシミュレーション教育を中心とした看護教育学を学べる看護学専攻科を開設することへの期待は高い。

専門性の高い看護職育成が求められる一方で、短期間に急増した看護系大学・大学院の教育・研究上の問題として、看護教員の「教育力」「研究遂行力」の不足が指摘され、そ

の対応策の検討も始められている。文部科学省では、看護系大学が急増している状況を受け、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会最終報告（平成 23(2011)年 3 月）」を取りまとめ、今後の検討課題の一つとして「教育の質保証において、最も重要な要素は教員の質的・量的充実であり、教育体制の充実に資する方策を多方面から検討していくことが必要である」と提言している。それを受け、大学教員の質的・量的充実方策の一つとして、「看護系大学教員養成機能強化事業」（平成 25 年文部科学省）がスタートし、看護系大学院における教員養成機能の強化を推進している。しかし福岡県内の修士課程（11 校）のうち看護教育学専攻を有する課程は 2 校のみである。また、シミュレーション教育を中心とした看護教育学の教育者・研究者・実践者の育成を目的とした修士課程は全国でも少ない。このような背景から、本研究科におけるシミュレーション教育の専門家育成は、質の高いシミュレーション教育の普及につながり看護系教員の質的・量的充実に貢献できる。

## 6. 大学院設置の必要性

前述の看護教育の現状と課題のとおり、全国的に大学院が整備されていく中、看護系大学の教員不足が深刻化しており、福岡県内 14 大学(令和 3 年 4 月現在)の看護系大学も同様の問題を抱えている。このように大学教員の量的・質的に未充足な状況は、看護職の育成に多大な影響をもたらすため、修士課程修了者を多く輩出することが求められている。

本学には、全国唯一のシミュレーション教育学領域があり、看護学部学生を対象としたシミュレーション教育とともに、シミュレーション教育センターを拠点とした看護教育指導者育成のための研修会を行っている。平成 30～令和 3(2018～2021)年度には、30 回を超える臨床実践者や教育指導者向け研修を開催し多くの参加者がある。令和 2(2020)年度には福岡県よりコロナ禍における看護実習代替支援事業を委託され、シミュレーション教育を活用した実習代替プログラムを提供している。また、令和 2(2020)年度よりシミュレーション教育指導者育成 60 時間履修プログラムを開設し、シミュレーション教育指導者育成を継続的に実施するオンラインを活用したプログラムを開講している。シミュレーション教育センター見学やシミュレーション演習の授業見学には全国からの問い合わせがあり、見学者数は 50 名/年を超えている。令和 3 年 8 月には公益社団法人福岡県看護協会より、看護職養成施設における実習施設の確保の難しさや新型コロナウイルス感染症拡大による代替実習の必要性から、シミュレーション教育を実践できる教員及び臨床指導者の育成のために福岡女学院看護大学大学院看護学研究科の設置に対する要望書が提出されている。

### 【資料 3：「大学院看護学研究科(博士前期課程)設置に係る要望書」】

この背景には、コロナ禍においてシミュレーションを活用した教育に対するニーズの高まりや、現代の若者に合わせた教育方法の転換の必要性がある。看護学教育に携わる教員はシミュレーション教育の重要性を感じる一方で、実践できる指導者の不足は大きな課題となっている。このようにシミュレーションを中心とした教授法の学術的発展を担い、研究マインドを有する教員や現場の指導者を育成する拠点は求められているが、シミュレーション教育を中心とした看護教育学を修士課程に有する大学院は少ない。

以上のことから、本学に大学院修士課程を設置することにより、シミュレーション教育を中心とした看護教育学の専門性を持つ実践的指導者や、教育者・研究者を育成することは、我が国の保健医療福祉の質の向上に大きく貢献すると思われる。

## 7. 教育研究上の目的と養成する人材像

### 1) 看護学研究科の教育上の目的

平成17年9月5日の中央教育審議会答申「新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－」において、「大学院は、法制上、研究者養成と高度専門職業人養成の二つの養成機能を中心にその役割を担っているが、今後の知識基盤社会における人材養成の重要性や現在の大学院教育との関係を踏まえると、今後の大学院が担うべき人材養成機能は、①創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等の養成、②高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成、③確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員の養成、④知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成の四つに整理される」としている。

また、「医療系大学院の目的とそれに沿った教育等の在り方について」（医療系ワーキンググループ報告書）では、看護学系大学院においては「看護や医療技術現場において、将来指導的立場で活躍できる人材の養成」が挙げられている。これらの答申や報告書の提言内容等を踏まえたうえで、本研究科では、「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」を担うべき人材養成機能を目指す。

本大学院看護学研究科は、「キリスト教精神およびヒューマンケアリングに基づき、シミュレーション教育を中心とした看護学教育が実践できる教育者・研究者を育成し社会に貢献すること」を目的としている。そのため、本研究科は、この目的に則り、「看護学における創造性豊かな優れた研究・開発能力を有する教育者・研究者の養成」および、「シミュレーション教育を中心とした看護学教育分野における研究マインドをもつ実践的な指導者や教育リーダーを養成」することとする。

【資料4：福岡女学院看護大学大学院看護学研究科の養成する人材像と教育課程】

【資料5：福岡女学院看護大学大学院看護学研究科 教育課程の全体像】

### 2) 養成を目指す人材像と活躍の場

本研究科では、シミュレーション教育を中心とした看護学教育の実践能力と研究能力を基盤とした上で、以下のような資質を持つ人材を育成することを到達目標とする。

#### (1) 看護学における創造性豊かな優れた研究・開発能力を有する教育者・研究者の養成

##### ①看護系大学および看護師等養成所においてシミュレーション教育を中心とした看護学の教育者・研究者として活躍できる人材

質の高い教員による質の高い看護学教育が必要とされる。本研究科修士課程の修了者は、看護系大学においてシミュレーション教育を中心とした看護学の教育者・研究者として活躍することを期待する。

#### (2) シミュレーション教育を中心とした看護学教育分野における研究マインドをもつ実践的な指導者や教育リーダーを養成

**①多様な場においてシミュレーション教育を中心とした新しい看護学教育の技法を柔軟に活用できる人材**

高度な実践能力と課題解決能力を併せ持ち、保健医療福祉分野で看護教育学の視点から改革と発展に貢献できる人材を育成する。修了後は、保健医療福祉施設等において、シミュレーション教育を中心とした看護学教育の技法を柔軟に活用できる指導者として活躍することを期待する。

**②病院等の施設においてシミュレーション教育を取り入れた若手職員の育成を担う人材**

多様な場で創造的な看護を実践できる能力を有し、その実践知を若手職員育成のためにシミュレーション教育を応用できる人材を育成する。修了後は、病院等の臨床現場で看護チームの中で看護学教育技法を応用しながら後輩育成に関わる看護職として活躍することを期待する。

**3) 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）**

本研究科では、学位を授与するに当たり修得しておくべき能力を含めた学位授与の方針を次のとおり定める。

- DP-1 ヒューマンケアリングに基づき、他者に関心をもち、自ら進んで看護専門分野の課題に取り組む能力（主体的な学び・態度・志向性）
- DP-2 さまざまな専門職と協働し、リーダーシップを発揮できる能力（協働）
- DP-3 シミュレーション教育に関する知見を体系的に収集し理解する能力（知識・理解）
- DP-4 グローバルな視点をもって、看護専門分野の研究および実践の動向を把握し、批判的に吟味し、統合する能力（適用・分析）
- DP-5 高度化する医療と社会現象を捉え看護学教育に適応させる能力（適用・分析）
- DP-6 看護専門分野に関する多様な現象から課題を見出し、シミュレーション教育を実践し研究的に取り組める能力（実践）
- DP-7 研究結果を分析・評価し、今後の展望を踏まえて論文としてまとめる能力（評価・創造）

【資料6：福岡女学院看護大学大学院の目的と3つのポリシー】

**II. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か**

本研究科においては、看護学における創造性豊かな優れた研究・開発能力を有する教育者・研究者の養成およびシミュレーション教育を中心とした看護学教育分野における研究マインドをもつ実践的な指導者や教育リーダーを育成することを目標としている。

現時点では、看護学研究科看護学専攻修士課程までの構想である。今後、さらに学術的に進展させ、博士課程における教育研究体制を目指している。

**III. 大学院、研究科、専攻等の名称及び学位の名称**

看護学研究科看護学専攻修士課程では、研究対象とする中心的な学問分野を「看護学分野」として、「学部教育で修得した看護学及び看護実践に関する専門的な知識や能力を一

層深化させるとともに、研究課題を設定し、研究活動を展開する能力を身に着けることにより、研究能力を備えた看護職として、看護実践や看護教育の質の向上に貢献できる中核的な役割を果たす人材を育成する」こととしている。

このような看護学研究科看護学専攻修士課程における教育研究上の目的や養成する人材及び研究対象とする中心的な学問分野等について、社会や受験生等に容易に認識できる名称として、研究科名称を「看護学研究科」、専攻名称を「看護学専攻」、学位名称を「修士（看護学）」とすることとした。尚、英訳名称については、下表のとおりとした。

大学院名	福岡女学院看護大学大学院	Graduate School of Fukuoka Jo Gakuin Nursing University
研究科名	看護学研究科	Graduate School of Nursing
専攻	看護学専攻	Course of Nursing
学位名称	修士（看護学）	Master of Science in Nursing

#### IV. 教育課程の編成の考え方及び特色

##### 1. 教育課程の編成・実施の基本方針（カリキュラム・ポリシー：CP）

本研究科は、キリスト教精神およびヒューマンケアリングに基づき、シミュレーション教育を中心とした看護学教育が実践できる教育者・研究者を育成し社会に貢献することを目的とし、教育目標を達成するための教育課程を編成する。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との整合性に留意し、質の高いシミュレーション教育を中心とした看護学教育を実践する教育者・研究者が身に着けるべき資質・能力（「主体的な学び」、「協働」、「知識・理解」、「適用・分析」「評価・創造」「実践」）を修得するための教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を次のとおり定める。

##### CP-1 ヒューマンケアリングに基づき、他者に関心を持ち、自ら進んで看護専門分野の課題に取り組む能力を養成する科目（主体的な学び・態度・志向性）

シミュレーション教育を中心とした看護学教育を実践する教育者・研究者は、従来までの看護学教育を見直し、より質の高い教育へと変革していく能力が必要となる。より質の高い教育を目指すには、教育者・研究者自身が従来までの教育に対する考え方（教育観）および教育の対象である人への観かた（人間観）、さらに看護観をパラダイムシフトすることが必要となる。

これらの能力を育成するため、本研究科では入学年次に専門基礎科目として「ヒューマンケアリング論」を配置する。この科目では看護のメタパラダイムである「人間」、「環境」、「健康」、「看護」についてキリスト教的世界観など幅広い視野から考察し、看護職・教育者である自己と対象者（他者）が共に成長し合うヒューマンケアリングを通して、教育者・研究者としての態度・志向性を育成する。

また、変化しつづける社会現象や看護に関する事象の真理を追究し、主体的に解決に取り組もうとする姿勢を涵養できる科目を設定する。主体的に学ぶ姿勢は、教育者・研

究者として基盤となることから、入学年次の専門基礎科目である「看護シミュレーション教育学特論」や「看護教育学特論」を通して修得するよう配置する。

#### CP-2 さまざまな専門職と協働し、リーダーシップを発揮できる能力を養成する科目（協働）

本研究科を修了する学生には、従来の教育を見直し、課題解決とともに現代に見合った教育へと変換、発展させていくリーダーシップが求められる。

現代の保健医療福祉の分野では、多職種連携やチーム医療の充実が求められており、統一した目標やゴールを目指してチームの力を引き出し、チーム間の連携・協働の充実を図る教育が必要となっている。これらの教育を実現させる役割を担う教育者には、組織をマネジメントし、リーダーシップを発揮する能力を育成する学習が必要となる。

本研究科では「看護マネジメント論」を設定し、組織をマネジメントする視野を育成するとともに、組織のもつ資源を活用しながらケアの質の向上という目標に向け、リーダーシップ論やコーチング等のチームをマネジメントする上で必要となる知識・技術を系統的に学習する。また「看護倫理学特論」は、患者の権利を擁護し、ケアの質の向上を目指してチームを率いるリーダーとして必要な倫理的感受性や態度を養い、多職種と協働して倫理的問題の解決を目指す方法について学習する科目として設定する。さらに、「健康支援論」ではヘルスプロモーションを基盤に対象者の健康状態を評価する視点を養い、個人やコミュニティのもつ力をエンパワーメントし、保健医療に関する多職種と協働しながら、健康を支援する教育者を育成する。これらの科目は「共通選択科目」とし、1年後期から2年後期に4単位を取得し、学生の看護実践の経験を活かし、修了後の活動の場へ応用できるよう選択科目として配置する。

#### CP-3 シミュレーション教育に関する知見を体系的に収集し理解する能力を養成する科目（知識・理解）

日本の看護教育において、シミュレーション教育を学術的に発展・普及させるために、研究としてシミュレーション教育に取り組み、その成果を社会に発信できる指導者・研究者の育成が求められる。

シミュレーション教育に関する専門的な知識を習得する科目として、「看護シミュレーション教育学特論」を1年後期に専門基礎科目に配置する。シミュレーション教育の基盤となる多様な学習理論や教育設計モデルの活用、教育技法、教材開発技法等について、国内外の書籍・研究論文等を活用しながら系統的に学習する。また、国内外のシミュレーション教育に関する研究や資料等から収集した知見を収集し、それらを体系的にまとめる中でシミュレーション教育を実践する教育者や研究者に求められる能力や日本におけるシミュレーション教育普及の課題、および学術的発展の可能性について考察する。さらに、VRや本学のオリジナル教材であるミッションタウン等のICT教材を活用したシミュレーション教育への取り組みと教育効果といった知見についても理解を深め、2年前期に履修する「看護シミュレーション教育学演習」の基礎とする。

本学では、シミュレーション教育に関する多くの実践例とともに教育成果を社会に発信してきた実績もあり、シミュレーション教育を実践する教育者や研究者にとって豊富な教育研究資料や教育データとして活用することが可能である。

#### CP-4 グローバルな視点をもって、看護専門分野の研究および実践の動向を把握し、批判的に吟味し、統合する能力を養成する科目（適用・分析）

高度で質の高い看護教育を実践できる教育者・研究者には、従来の看護教育を分析し、課題と要因を見極め、課題解決にむけた新たな教育を、場や対象者に応じて適用させていく能力が必要となる。これらの状況を分析する能力や課題と要因を明確化し、解決する方策を実践する力は、課題解決能力へと発展していく。

日本におけるシミュレーション教育の歴史は浅く、今後学術的知見の蓄積が期待される教授法である。そのため、シミュレーション教育をはじめとする看護教育や看護専門分野に関する実践の動向は、グローバルな視点で広く情報を収集することが必要となる。また、収集した情報を批判的に吟味し、吟味した事項を系統的に整理し課題を明確にした上で、課題解決のための方策の適用を検討することが必要となる。具体的には、新たな教育技法等について国内外の実践例や研究方法、成果を文献等から収集し、研究デザインやデータ収集方法および分析方法、分析結果等の信頼性および妥当性を吟味した上で、自施設の教育目標達成への有効性や実行可能性を見極め、新たな教授法として適用させていく能力である。

本研究科では、これらの能力を育成する科目区分として「看護研究科目」を設定する。具体的には1年前期の「看護研究方法論Ⅰ」において、文献収集方法をはじめとした看護研究のプロセスや様々な研究デザイン、研究方法について基礎的な知識を身に付け、1年後期に「看護研究方法論Ⅱ」で、文献を批判的に吟味する方法について実践を通して学習し、量的・質的研究など様々な研究手法及び分析方法を理解し、結果を系統的に整理した上で今後の課題を見出す力を養成する。これらの科目は、1～2年次で履修する「特別研究」の基礎となる科目である。

#### CP-5 高度化する医療と社会現象を捉え看護学教育に適応させる能力を養成する科目（適用・分析）

科学技術の進化により高度化・個別化する医療、超少子高齢社会の急速な移行による保健医療福祉の役割の増大、情報化・国際化の進展から多様化する価値観といった社会現象の変化により、看護職に求められる役割・ニーズも変化している。看護教育者・研究者には、これらの社会現象やニーズの変化に柔軟に適応できる思考力をもち、質の高い看護サービスを提供できる人材育成が求められる。このような人材を育成するためには、教育者・研究者自身がこれまでの看護教育にとらわれず、新たな教育へと転換させる創造力・発想力が必要となる。

看護教育者・研究者の創造力や発想力を育成する科目として、共通選択科目の「看護倫理学特論」では、先端医療や誕生、死にまつわる倫理的課題の背景や多様化する対象者の価値観、および看護職の倫理的ジレンマなど医療・社会の変化を倫理的な視

点から理解し、看護職の倫理的感受性を高める教育やジレンマを解決する教育を創造していく。また、「健康支援論」では超少子高齢社会の急速な移行による保健医療福祉の役割の増大やコミュニティの構造の変化、健康に対する考え方の多様化に対応できる人材、および個人・コミュニティをエンパワーする教育を実践できる人材育成を創造していく科目として設定する。また、「看護マネジメント論」では組織のもつ資源の分析、看護情報の管理や応用、医療安全などの点から、看護サービスの向上に貢献できる人材を育成する教育を創造していく科目として設定する。

#### CP-6 看護専門分野に関する多様な現象から課題を見出し、シミュレーション教育を実践し研究的に取り組める能力を養成する科目（実践）

看護を取り巻く環境は、保健医療福祉情報のシステム構築や新たな医療情報サービスの確立、対象者の価値観と生活状況の多様化、全人的なケアに対するニーズの高まりなど刻々と変化している。このような現象に関する多様な情報を的確に捉え、批判的に吟味・統合して見出した課題解決に取り組む教育を設計・実践する「看護教育学演習」を専門科目として1年後期に、「看護シミュレーション教育学演習」を2年前期に配置する。

「看護シミュレーション教育学演習」は、「看護シミュレーション教育学特論」での学習内容を土台に、シミュレーション教育に関する自己のテーマおよび課題を取り入れたシミュレーション教育を設計し、実践した結果から教育目標の達成度等の評価を行い、教育設計や技法等今後の課題について考察する。また、「看護教育学演習」は看護教育学特論での学びを土台に、自己の教育実践について分析した上で、今後の看護専門分野に関する看護教育について自己の課題や取り組みたいテーマを明確にする。課題におけるリサーチクエスションをもとに教授モデルや教育技法、教材開発など研究的に取り組む、実践後に教育目標の到達度の評価を行い、自己の課題について考察する。看護教育学演習を実践した結果をもとに、特別研究につなげる。

#### CP-7 研究結果を分析・評価し、今後の展望を踏まえて論文としてまとめる能力を養成する科目（評価・創造）

高度で質の高い看護教育を実践できる教育者・研究者として必要な研究能力の育成が必要となる。シミュレーション教育の質の向上および学術的発展のために、シミュレーション教育を中心とした看護学教育や看護専門分野に関する知見を批判的に吟味し、研究課題を設定し研究計画を立案・実施する研究プロセスを遂行し、研究結果を分析・評価し、論文としてまとめ、成果を社会に発信できる能力を育成する科目を設定する。「看護研究科目」とし「看護研究方法論Ⅰ」「看護研究方法論Ⅱ」を1年前後期で履修し、1年～2年の通年科目として「特別研究」を設定する。

## 2. カリキュラム構成

### 1) 共通選択科目

共通選択科目は、3科目「看護倫理学特論」、「健康支援論」、「看護マネジメント論」

から4単位を修得するよう配置する。シミュレーション教育を中心とした教育者・研究者として、様々な場や対象者への看護教育に適用させる視点を育成する科目とする。

看護を取り巻く社会現象から、看護職に求められる倫理的視点・人材教育としての倫理教育への応用、ヘルスプロモーション、看護マネジメントの視点から理解を深め、教育への活用への可能性について学習する。

## 2) 専門基礎科目

ヒューマンケアリングに基づく看護教育者・研究者の育成を目指し、自己と他者理解を深化させ、看護の現象を様々な視点から振り返る「ヒューマンケアリング看護論」2単位を専門基礎科目の必修科目とする。

また、本研究科は看護シミュレーション教育学を中心とした看護教育を実践する教育者・研究者を育成する目的から、シミュレーション教育の専門的知識と技術を系統的に学ぶ「看護シミュレーション教育学特論」2単位、シミュレーション教育に限らず看護教育の歴史や国内外の看護教育の状況、教育設計や教育評価などの基礎的知識とアクティブ・ラーニングなどの教育技法を学ぶ「看護教育学特論」4単位を専門基礎科目の必修科目に配置する。

## 3) 専門科目

専門基礎科目での学習を土台に、シミュレーション教育者・研究者としての実践能力を育成する科目として「看護シミュレーション教育学演習」2単位を配置し、シミュレーション教育に特化した教育設計法、実践・評価のプロセスを実践的・研究的に検証する。また、「看護教育学演習」は、「看護教育学特論」での学習に基づき、看護専門分野（看護学領域）における教育設計・実践・評価のプロセスを実践的・研究的に取り組む科目として4単位とした。

## 4) 看護研究科目

看護研究科目は、「看護研究方法論Ⅰ」「看護研究方法論Ⅱ」で研究倫理、文献レビューの方法、研究課題の設定、様々な研究方法や結果の分析、考察、結果の公表など研究のプロセスの基礎を学習する科目として各2単位で構成する。オムニバス方式でさまざまな研究手法や教育研究について学びながら、研究遂行のイメージ化につなげる。また、1～2年に設定する「特別研究」は研究指導教員のもと、各分野の研究テーマに関する文献検索や研究課題の明確化、研究計画の立案と中間発表準備、研究倫理委員会への申請、倫理審査後のデータ収集とそれらの結果の分析及び考察を行い、修士論文作成といった一連の研究プロセスを学ぶ科目として設定する。この過程を通して分析・創造する能力の育成を目指す。

## 3. 学習目標の達成度の評価

学習目標の達成度は、以下に示したアセスメント指針に基づいて評価する。

アセスメント指針

本研究科ではアセスメントポリシーを以下のとおり定め、科目レベルと研究科レベルにおいて学習成果の評価を行う。科目レベルはディプロマ・ポリシー(DP)ごとに以下のような評価指標を設け、多様な視点から学習成果の評価を行う。

1) 科目レベル

DP	評価指標
DP-1 (主体的な学び・態度・志向性) ヒューマンケアリングに基づき、他者に関心を持ち、自ら進んで看護専門分野の課題に取り組む能力	課題に取り組む姿勢 ディスカッションへの参加態度
DP-2 (協働) さまざまな専門職と協働し、リーダーシップを発揮できる能力	ディスカッションへの参加態度
DP-3 (知識・理解) シミュレーション教育に関する知見を体系的に収集し理解する能力	課題レポートの成果 筆記試験
DP-4 (適用・分析) グローバルな視点をもって、看護専門分野の研究および実践の動向を把握し、批判的に吟味し、統合する能力	課題レポートの成果 プレゼンテーション ルーブリック評価
DP-5 (適用・分析) 高度化する医療と社会現象を捉え看護教育に適応させる能力	課題レポートの成果 プレゼンテーション ルーブリック評価
DP-6 (実践) 看護専門分野に関する多様な現象から課題を見出し、シミュレーション教育を実践し研究的に取り組める能力	課題レポートの成果 プレゼンテーション ルーブリック評価
DP-7 (評価・創造) 研究結果を分析・評価し、今後の展望をふまえて論文としてまとめる能力	ポートフォリオ 課題レポートの成果 修士論文(論文審査・最終審査)

2) 研究科レベル

大学院委員会において入学者選抜状況、研究活動の状況、単位修得状況と成績、修士論文の審査により、学習の成果を総合的にアセスメントする。また、学生への学習・生活・満足度等のアンケートおよび修了生へのアンケートを行い、大学院委員会でカリキュラムを検証しPDCAサイクルを促進させる。

V. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法

知識・理解を目的とする授業科目は、対面およびオンラインによる双方向の講義とする。また、看護教育や社会現象などを分析的に探究する授業科目は、演習の授業形態とする。演習では、学生間のグループディスカッションによって他者と協働する力やリーダーシップを発揮する能力、論文のクリティークやプレゼンテーションによって知見を批判的に吟味し、まとめる能力の育成につなげる。すべての授業科目において主体的な学びとなるようアクティブ・ラーニングの手法を用いる。看護教育学演習および特別研究は、各専門分

野の知識と教育経験を有する研究指導教員による個別指導を行う。

## 2. 授業方法に適した学生数

本研究科は、入学定員を3名としていることから、いずれの授業科目においても少人数を原則とする。「看護教育学演習」と「特別研究」は研究指導教員による個別指導を中心とする。

## 3. 配当年次

共通選択科目は1年後期または2年前後期に配置し、専門基礎科目は1年前後期に配置する。専門科目は、2年前期に「看護シミュレーション教育学演習」、1年後期に「看護教育学演習」を配置し、「特別研究」は、1年次から2年次にかけて配置する。また、土曜日、夏季・冬季の期間に集中開講し、学生の学習ニーズに広く対応する。

## 4. 履修方法

1単位は15時間以上に相当する内容とする。授業科目は、共通選択科目の中から4単位以上、専門基礎科目8単位、専門科目6単位、看護研究科目12単位、合計30単位以上を履修するものとする。

本専攻の特徴的履修モデルは資料7のとおりである。

### 【資料7：履修モデル】

## 5. 履修指導

履修指導及び研究指導教員の決定は、次のとおりとする。

- ① ホームページ等で教員の研究領域を公開し、願書提出にあたって希望する看護専門分野の教員との面接を通して、学生が主体的に看護専門分野を決定する。
- ② 研究指導教員は入学時に大学院委員会で決定する。入学後のオリエンテーションにおいて、各科目の教育内容や「特別研究」の進め方及び評価基準について説明を行う。
- ③ 学生は、研究指導教員の指導のもと、入学時における学習履歴・実務経験及び就業状況・進路希望等に応じた履修計画を立てる。
- ④ 研究指導教員は、個別指導において履修を支援する。また、学生の教育研究の背景、実務経験及び就業状況を配慮しながら、学期ごとの履修状況を確認し、修士課程における目標を達成できるように指導する。
- ⑤ 「看護教育学演習」及び「特別研究」は学生が自己の研究テーマに沿って選択し、研究指導教員が授業の理解度や達成度及び学生の希望に応じて指導する。
- ⑥ 研究指導教員は定期的に学生と面談し、演習や研究の進捗状況、研究結果や問題点等に対して、適切な助言を行い、演習課題や修士論文の指導を行う。
- ⑦ 「特別研究」については、仮テーマの提出、研究計画の作成及び中間発表会等、段階的かつ計画的に取り組めるよう指導する。
- ⑧ 1年後期の中間発表会では、研究指導教員以外の複数の教員による指導、助言の機会を設ける。

## 6. 研究指導

本研究科では、研究指導のための授業科目として「看護研究方法論Ⅰ」「看護研究方法論Ⅱ」「特別研究」を配置し、複数の研究指導教員による入学から修了までの継続的な研究指導体制を整え、大学院生一人一人の研究計画に対応する個別指導を中心として修士の学位にふさわしいレベルの論文を作成できるように研究指導を行う。

具体的には入学時に提出する研究計画素案に基づき、関連分野の研究指導教員による個別の履修相談を行ったうえで、大学院委員会において研究指導教員（主指導教員1名、副指導教員1名）を決定するとともに研究指導教員は学生の関心のある看護専門分野や問題意識を確認しながらそれぞれの研究の指導にあたる。

また、研究の進捗状況を確認するため1年後期に中間発表会を課すことで複数の研究指導教員や学生との議論から研究の水準を高める。最終学年末には作成した修士論文について複数の教員による修士論文審査及び修士論文最終審査会での発表を課す。

### 1) 研究指導スケジュール

1年前期は、研究課題と研究計画の立案に向けて文献検索、クリティーク、文献レビューを中心に指導する。1年後期は、研究課題の明確化し12月までに仮テーマを研究指導教員に提出できるよう指導する。また、研究計画書の作成を行い、1月の中間発表会において複数の教員が研究計画について指導を行う。発表会による助言を踏まえ、研究計画書を修正し、研究倫理審査を受けるための申請書作成を指導する。

研究倫理審査の承認後、2年前期は研究計画書に基づき、データ収集を進められるようリサーチフィールドの調整や進捗状況を確認する。2年12月までに研究結果の分析から研究成果を論理的かつ系統的に考察できるように指導するとともに、1月の修士論文の提出に向けた論文作成、1～2月の修士論文審査および最終審査である修士論文最終審査会における審査の指導を行う。

【資料8：特別研究実施要領】

## 7. 学位論文審査体制

学位論文の審査及び最終試験は、大学院委員会が選定した学位論文審査委員3名（学生1目あたり主査1名、副査2名）で学位論文審査を行う。学位論文の審査体制は、学長が学位授与の申請をするものから提出された学位論文の審査を大学院委員会に付託する。審査委員の選定は、学長が大学院委員会の意見を聞き当該論文を指導した教員を除く教員のうちから主査1名と副査2名を選定する。主査については学位論文提出者の看護専門分野に関係の深い学術領域の研究指導教員を選定する。なお、副査には、看護学研究科の教員のみならず、看護学部看護学科の教員、及び他の大学院又は研究所等の看護系の教員等を加えることができる。

修士論文審査は、学位論文提出者の研究成果を確認する目的で、研究の内容およびそれに関連する事項等について直接説明を求める口頭試問およびプレゼンテーションによる試験により行う。学位論文審査委員は、修士論文審査及び公修士論文最終審査会（公開）

の判定結果を大学院委員会に報告する。大学院委員会は、学位論文審査委員の報告を受け、所定の単位を修得した学生について、学位授与の可否を判定し、結果を運営会議に報告する。

運営会議は、大学院委員会の報告を受けて、所定の単位を修得した学生について、学位授与の可否を最終決定し、結果を学長に報告する。学長は、学位授与の合格者に対し、課程修了の判定を行い、修士（看護学）の学位記を授与する。

#### 8. 研究の倫理審査体制

研究を開始する前に、個人の尊厳、人権の尊重その他の倫理的配慮が必要な研究計画については、「福岡女学院看護大学研究倫理委員会規程」（資料9）及び「福岡女学院看護大学研究倫理基準」（資料10）に基づき、福岡女学院看護大学研究倫理委員会の研究倫理審査を受け、承認を得なければならない。

審査に必要な書類は、研究指導教員の指導・承認を得て提出する。研究責任者は研究指導教員（主）とする。福岡女学院看護大学研究倫理委員会は、研究倫理審査を行い、研究指導教員を通して学生に結果を伝達する。

【資料9：「福岡女学院看護大学研究倫理委員会規程」】

【資料10：「福岡女学院看護大学研究倫理規準」】

#### 9. 長期履修学生制度

本大学院看護学研究科では、長期履修学生制度を設ける。この制度の対象は職を有する者であり、標準就業年限（2年間）を超えて3年間又は4年間にわたって計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを入学手続き時に申し出た者は、大学院委員会の議を経て、その計画的な履修について認めるものとする。この場合、授業料は2年分とする。

【資料11：「福岡女学院看護大学大学院長期履修学生に関する規程（案）」】

#### 10. 修了要件

本大学院看護学研究科看護学専攻の修了要件は、共通選択科目から選択4単位以上、専門基礎科目から必修8単位、専門科目から必修6単位、看護研究科目から必修12単位の合計30単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けたうえ、本大学院が行う修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、原則として20単位を年間履修登録の上限とする。

### VI. 基礎となる学部との関係

本専攻では、学部教育で修得した看護及びヒューマンケアリングに関する専門的な知識や能力を一層深化させるとともに、看護学における創造性豊かな優れた研究・開発能力を有する看護教育者・研究者、及び看護学分野における研究マインドを持つ実践的指導者や教育リーダーとなる人材を育成する。

本専攻は、共通選択科目、専門基礎科目、専門科目、看護研究科目から成る。本専攻の授業科目と基礎となる学部との関係については、資料12のとおりとする。

教育面においては、他大学等出身の本専攻の学生が、看護学部で開講されている授業科目について、学生が自らの目的に沿った科目を選択、履修することを可能とし、看護職としての幅広い知識を習得させる（ただし、修得単位は修了要件単位数には含めない）などの柔軟な考え方を維持する。

【資料 12：「基礎となる学部との関係図」】

## Ⅶ. 多様なメディアを活用した授業の実施

本研究科の授業は、原則として、福岡女学院看護大学（古賀市）校地内で実施する。ただし、社会情勢や学生からの要望に応じて、多様なメディアを活用し、遠隔地でも学修できる環境を整備する。多様なメディアを活用した授業の運用にあたっては、学生へ事前説明を十分に行う。

本研究科のすべての学生に、専用のメールアドレスを作成し、電子メールでの連絡体制を整える。また、授業のシラバスや資料等は、学内ホームページや学内専用の WEB システムで閲覧できるようにする。本研究科の授業については、必要に応じて LMS (Learning Management System)・Moodle を活用して録画、視聴を認める。ディスカッションを要する授業や研究指導は、インターネット通信を活用した双方向対面で (ZOOM 等) 実施し、自宅や職場でも受講できるようにする。

## Ⅷ. 「大学院設置基準」第 2 条の 2 又は第 14 条による教育方法の実施

本研究科では、保健医療福祉施設及び看護系の教育機関等に勤務する社会人の学生（以下、社会人学生）が在職のまま大学院教育を受けることができるよう「大学院設置基準第 14 条に定める教育方法の特例」を実施する。

### 1. 修業年限

修業年限は原則 2 年とする。ただし、社会人学生が、現業との両立において、2 年で単位を取得することが困難な場合は、長期履修制度を適用することができる。

長期履修制度を適用する場合、社会人学生は、選択した年限内で、計画的に科目を履修することができる。

### 2. 履修指導及び研究指導の方法

社会人学生は、履修モデル（資料 7）を参考にして、現業を継続しながら大学院教育を受けることが可能な履修計画を立案する。指導教員は、履修科目及び研究活動全般において社会人学生の相談に応じて必要な指導を行う。また、社会人学生の背景や学習準備状況に配慮して個別の指導を行うなど、学修が効果的に進むよう配慮する。

【資料 7：「履修モデル」】

### 3. 授業の実施方法

時間割については、社会人学生の勤務状況を考慮して、授業日を平日の週 1 日に集中させ、特別研究については、夜間の 6 時限（17：40～19：10）と 7 時限（19：20～20：50）

に開講する（資料 13）。

社会人学生の履修の要望に対応できるよう、授業の曜日や時間については、事前調整を行ってから最終決定する。必要に応じて、土曜日（9：00～18：15）や休業中（夏季・冬季・春季）等、特定の時期や時間にも授業を行う。

指導教員は、やむを得ない事由により授業を欠席した社会人学生が不利益を被らないよう補習学習の機会を提供し、補講への出席や課題の提出等、状況に応じた代替措置をとる。

【資料 13：「研究科及び学部の時間割」】

#### 4. 教員の負担についての配慮

本研究科では、授業日を週 1 日に集中させることで、担当教員の負担の軽減を図る。夜間（6・7 時限）の授業を担当する教員については、時差出勤等の対応をとる。また、担当する授業科目数や授業回数を考慮し、学部の授業科目数や授業回数、委員会等の業務を調整し、教員の過度な負担とならないよう調整する。

#### 5. 図書館・情報処理施設などの利用方法

社会人学生の利便を図る為、図書館は、平日 8 時 30 分から 22 時まで、土曜日 9 時から 12 時 55 分まで開館する。また、教育研究上の効果を高める為、図書館には、専任職員を配置し、視聴覚室や PC ルーム等（学部生と共用）の情報処理施設を整備している。更に大学院学生用の研究室（以下、研究室）には、学生専用パソコンを 1 人 1 台設置し、研究環境を整える。また、事務室の体制も、社会人学生に対応できるよう、時差出勤や振替勤務など必要な措置を講じる。

### IX. 取得可能な資格

本研究科で新たに取得可能な資格はない。

### X. 入学者選抜の概要

#### 1. 基本方針

本研究科では、大学院への入学者の受け入れと入学後の教育に有機的なつながりを持たせることから、看護学分野に関する基礎的な知識や能力を有する者を受け入れることとしている。入学受け入れの対象者としては、本学または他大学で教育を修めた者、保健医療福祉施設及び看護系の教育機関等に勤務する者とし、教育機会の拡大と多様な学生の受け入れに対応する。本研究科では、教育目的に沿った学生を受け入れる為に、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、これに基づいた入学者選抜を行うこととする。

#### 2. 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー：AP）

本研究科が求める学生像は次のとおりとする。

AP-1 協働性とリーダーシップを備え、自ら進んで看護専門分野の課題に取り組む意欲がある人（主体的な学び・協働）

AP-2 看護専門分野の基礎知識を持ち、看護学教育におけるシミュレーション教育に対して、関心を持つ人（知識・理解）

AP-3 物事を多面的に捉え、適切な判断ができる人（適用・分析）

AP-4 研究マインドを持ち、論理的思考と柔軟な発想を持つ人（実践・評価・創造）

### 3. 募集人員

本研究科の募集人員は3名（社会人選抜を含む）、収容人員は6名とする。

看護に対する社会的要請に応えるために、本研究科看護学専攻の設置の目的、教員の指導体制、施設設備など教育研究上の条件を勘案し、少人数の学生教育が適切と考え、入学定員を定めた。この入学定員には社会人選抜による募集人員を含んでいる。

この場合の社会人とは、「保健医療福祉施設及び看護系の教育機関等において3年以上の勤務経験があり、現業に従事している者」をいう。

入学者選抜の定員数（社会人選抜を含む）については、3名を原則として学生募集を行うこととするが、当該年度における各入試区分の志願状況や入試結果に応じて柔軟な受け入れを行うこととする。

### 4. 出願資格

#### （一般入学試験）

次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者及び卒業見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号）
- (4) 学校教育法第104条第7項の規定により大学改革支援・学位授与機構から、学士の学位を授与された者
- (5) その他、本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

#### （社会人入学試験）

保健医療福祉施設及び看護系の教育機関等において3年以上の勤務経験があり、現業に従事している者で、かつ次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者及び卒業見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号）
- (4) 学校教育法第104条第7項の規定により大学改革支援・学位授与機構から、学士の学位を授与された者
- (5) その他、本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

### 5. 出願前相談

入学案内パンフレットと募集要項を作成し、受験生は出願前相談を受けることを明記する。募集要項には、特別研究にあたる指導教員名と研究分野、研究指導内容について明示

する。

受験者は、希望する指導教員に連絡をとり、以下の内容について相談する。

- (1) 研究テーマ
- (2) 修学年数
- (3) 修了後の進路

指導教員は、受験者の希望を尊重しつつ助言を与える。受験者は、出願前相談をふまえて、出願書類に、希望する指導教員及び希望する修業年数を記載して申告する。

## 6. 入学者選抜の方法

入学者選抜については、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、本研究科の教育を受けるにふさわしい能力と適性を備えた人物であるかの判断を行う。

選抜は、本研究科の教育を受けるにふさわしい能力と適性を備えた人物を合理的に判断するために、看護専門分野に関する学力試験、英語を含む小論文、面接試験により行う。

受験者には、入学願書に志望理由書、仮研究計画書、卒業校の成績証明書を添付させることとして、これらの出願書類をもとに総合的に判断する。これらの提出書類は、面接試験を実施するうえでの参考書類とする。

### （一般入学試験）

実施時期：8月下旬～9月（令和5年度入試は、設置認可後の2月を予定）

一般入学試験の実施方法は、志望理由書と仮研究計画書に基づく書面審査に加えて、学力試験（看護専門分野に関する）、小論文（英語を含む）、面接試験を実施する。

### （社会人入学試験）

実施時期：8月下旬～9月（令和5年度入試は、設置認可後の2月を予定）

一般入学試験の実施方法は、志望理由書と仮研究計画書に基づく書面審査に加えて、学力試験（看護専門分野に関する）、小論文（英語を含む）、面接試験を実施する。

## 7. 入学者選抜の判定方針

入学者選抜は、アドミッション・ポリシーを有している人物であることを学力試験（看護専門分野に関する）、小論文（英語を含む）、志望理由書と仮研究計画書に基づく書面審査、面接試験により判定する。

判定方針は、次のとおりとする。

- (1) 「協調性とリーダーシップを備え、自ら進んで看護専門分野の課題に取り組む意欲がある人」については、書面審査（志望理由書）と面接試験により判定する。
- (2) 「看護専門分野の基礎知識を持ち、看護学教育におけるシミュレーション教育に対して、関心を持つ人」については、書面審査（志望理由書）と学力試験（看護専門分野に関する）、面接試験により判定する。
- (3) 「物事を多面的に捉え、適切な判断ができる人」については、小論文（英語を含む）により判定する。

- (4) 「研究マインドを持ち、論理的思考と柔軟な発想を持つ人」については、書面審査（仮研究計画書）と小論文（英語を含む）により判定する。

## 8. 入学者選抜体制

入学者選抜に関する学生募集、選抜の実施、合否判定等は、「大学院委員会」により審議し、学長が決定する。

## 9. 学生納付金等

本専攻の学生納付金は、以下のとおりとする。

入学金	本学卒業生	100,000 円
	他学等卒業生	300,000 円
授業料(年額)		700,000 円
施設設備費(年額)		200,000 円

福岡女学院看護大学大学院看護学研究科看護学専攻の学生納付金については、福岡女学院大学大学院の研究科及び近隣の競合大学院の学生納付金を参考に、本大学院の教育・研究の質を維持し大学院生の経済的な負担が大きくなるよう考慮し、適切な金額を設定した。

## XI. 教員組織の編成の考え方及び特色

本研究科では、きめ細やかな教育・研究指導を基本とし、学生に対して十分な教育成果をあげる教育組織を編成している。

本研究科を担当する専任教員は、教育課程の編成に基づき、看護教育学分野及びシミュレーション教育分野において高いレベルの教育実績を有する 23 名とする。

開学時の専任教員の職位は、教授 10 名、准教授 7 名、講師 5 名、助教 1 名であり、多くが豊富な実務経験（看護師 21 名、医師 1 名）を有している。また、専任教員のうち、博士の学位を有する者は 13 名、修士の学位を有する者は 10 名であり、研究実績も豊富である。

共通選択科目、専門基礎科目、専門科目、及び看護研究科目の教員配置にあたっては、学位、専門領域における教育・研究実績及び実務経験等と担当科目内容との適合性を十分に検討した。尚、特別研究においては、大学院設置基準第九条第一項に該当する教授 10 名（うち博士 9 名）、准教授 7 名（うち博士 2 名）、講師 5 名（うち博士 2 名）及び助教 1 名（うち博士 0 名）を配置した。共通選択科目、専門基礎科目、専門科目、及び看護研究科目は、教育効果を考慮し、教授、准教授、講師、助教、兼任准教授、及び兼任講師でのオムニバス方式による分担で行い、一部の教員に過度な負担のないようバランスを考え計画する。

専任教員は学部教育を兼務する関係から、学部教育との連続性に基づいた大学院教育を実施することができる。また、専任教員の多くが実務経験を有していることから、社会人学生の背景及び学習ニーズを踏まえた教育を実施することも可能である。

本研究科を担当する専任教員の開設時の年齢構成は下表のとおり、40～59 歳が大半であり、特定の年齢への偏りはない。開設年度の 4 月 1 日に定年年齢（68 歳）に達している教授が 1 名、完成年度前に定年年齢（68 歳）に達する教授が 2 名、完成年度前に任期に達す

る学長がいるが、「定年規則」附則 16 及び「看護大学学長選任規程」を適用し、本大学院の完成年度までその身分を保障することが承認されている。(資料 14、資料 15)。

本研究科の将来構想として、開学から完成年度までの間、教育・研究に支障がないよう、定年教員の科目を担当できる後任候補者の選定準備を進めていくこととする。教員の新規採用にあたっては、公募において、年齢構成、看護専門分野のバランスを踏まえた採用を原則とし、教育研究の質の維持向上と継続性に留意する。専任教員は、シミュレーション教育を中心とした看護教育学分野を教授する能力の一層の向上を目指し、積極的に国内・国外の学会や研究会に参加し、学内・学外の競争的研究助成や科学研究費補助金による研究を推進する等して、教育業績と研究業績の蓄積を進めることとし、これらの人材育成に関しては、大学をあげて組織的に取り組む。

【資料 14：「定年規則（改正案）」】

【資料 15：「看護大学学長選任規程（改正案）」】

【表：専任教員の開設時の年齢構成】

職位	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上	合 計
教 授		1 人	3 人	5 人	1 人	10 人
准教授		3 人	4 人			7 人
講 師		3 人	2 人			5 人
助 教	1 人					1 人
合 計	1 人	7 人	9 人	5 人	1 人	23 人

## XII. 施設・設備等の整備計画

本学では、開学当初より教育研究環境の整備と充実に積極的に取り組んでおり、大学院の教育研究のために必要な校地および校舎等は十分に整備されている。今般、設置する本研究科修士課程については、既設の看護学部看護学科を基礎とする設置計画であることから、既存の校地、校舎等を有効的に活用することとしている。

### 1. 校地、運動場の整備計画

本研究科修士課程の設置を計画している本学は、福岡県の JR 博多駅から電車で 19 分、17.6km にある JR 古賀駅を最寄り駅とする古賀市に位置している。隣接している独立行政法人国立病院機構福岡東医療センターから、敷地 17,913.95 m<sup>2</sup>（うち校地面積 16,164.61 m<sup>2</sup>）を借用し設置している。本学は、1 号館、2 号館（シミュレーション教育センター）、3 号館（体育館：徳永徹記念多目的ホール）からなり、空地にはオリーブの木約 200 本を植栽し緑化を図り、各所にベンチを配置している。また、歩行者・自転車と車の校内進入路を分離することにより学生の安全を確保している。

運動場は、代替施設として 3 号館（敷地面積 1,086.43 m<sup>2</sup>）を校舎と隣接して設置し、学生の授業や課外活動に用いている。

以上のことから学生の憩いの場が確保され大学教育に相応しい環境を整えている。

## 2. 校舎等の施設の整備計画

本学との共用施設として、1号館（延べ面積6,484.60㎡）、2号館（シミュレーション教育センター：延べ面積2,048.64㎡）、3号館（体育館：徳永徹記念多目的ホール：延べ面積1,086.43㎡）の建物を有する。

1,2,3号館の講義室、研究室等の施設利用計画については、以下のとおりである。

1号館には、講義室7室、看護実習室1室、ゼミ室14室、共同研究室3室、教員研究室23室の他、図書館、PCルーム、多目的ルーム「学生控室・オリーブ」、学生用ロッカー室、学生相談室、非常勤講師室、学長室、学部長室、事務部長室、会議室、事務室、保健室などを有している。

1号館2階には、大学院生が主に研究する場である専用の院生研究室1室（47.68㎡）を整備する。院生研究室の設備として、専用の個人机6台、ミーティングテーブル4台、パソコン6台、プリンター1台、書架2台、ロッカー2台（6名分）を配置し、学生の研究の拠点として十分活用し得るように整備する。また、大学院生同士の情報交換やコミュニケーション、特別研究の指導及び自習のために3階のゼミ室2室（306ゼミ室17.68㎡、307ゼミ室19.01㎡）を大学院生専用として確保する。（資料16）

1号館の講義室、看護学実習室、ゼミ室、PCルーム、多目的ルーム、図書館、2号館及び3号館は本学と共用し、講義・演習・指導・研究発表等で使用する。

### 【資料16：院生室見取り図】

2号館の1階にはカフェテリア、売店を設置している。2階、3階はシミュレーション教育センターとして、シミュレーションルーム4室（臨床現場を忠実に再現したICU、4床の一般病棟、陣痛分娩室：周産期、一般家庭の部屋：在宅）、ディブリーフィングルーム2室（体験後の振り返り学習に用いる）、TBLルーム4室（シミュレーションを振り返りグループに分かれてディスカッションに活用する）、コントロールルーム2室を有する。また、OSCE（Objective Structured Clinical Examination：客観的臨床能力試験）センターを併設し、シミュレーションルーム4室、TBLルーム4室の映像や音声を記録し、アナウンスが可能な自動記録評価システムを整備している。

3号館には、バスケットコート1面のアリーナ、多目的室、更衣室、シャワールーム、ステージ及び600席の椅子が格納されており、多種目の運動や学生活動も十分に行える広さである。

その他、次のように整備している。

- (1) 学生の憩いの場として、1号館の2階から4階にかけて学生ラウンジを確保している。また中庭と2階テラスにも同様に学生のスペースを設置している。さらに学生の自主的な活動を支援するために、1号館1階には多目的ルームを設置し、自己学習やグループ学習等に活用している。
- (2) 学生の進路、履修相談等の場として学生相談室を1号館に1室設置している。
- (3) 学長室、学部長室は十分な広さを確保し、研究図書の本棚、ミーティングテーブル、

インターネット環境等を整備している。このため、学長室、学部長室とも研究室及び学生の研究指導を兼ねることが十分に可能となる環境である。

- (4) 講師以上の教員には、研究室を1人1室設置し、助教及び助手には共同研究室として3室を設置している。
- (5) 本学看護学部の教室の稼働率は80%である。

以上の整備計画により、カリキュラムの特色である看護学の教育者・研究者として寄与できる人材及び多様な場においてシミュレーション教育を中心とした新しい看護学教育の技法を柔軟に活用できる人材の養成を実現する新設の大学院研究科として、大学院教育を実施する設備が整っている。

### 3. 教育・研究機材、器具等の整備計画

学内の全ての講義室、院生室、ゼミ室等から各自のパソコンのアクセスが可能となるよう各所に無線LANを設置し、PCルームのパソコンは学内LANに接続し、インターネットが十分活用できるよう整備している。また、各講義室には、オンラインカメラを設置し、授業のオンライン配信授業、オンデマンド配信授業等が行なえる環境を整備している。

2号館シミュレーション教育センターには、教育用の高機能シミュレータ(4体)、周産期全身シミュレータ(1体)、乳児人形(10体)などの各種シミュレータやトレーニングモデルを整備し、実習におけるさまざまな環境を再現し、臨床現場をイメージした臨場感のある教育が可能となるよう整備している。

また、本学開発のeラーニング教材「仮想都市ミッションタウン」(2019年度eラーニング大賞・厚生労働大臣賞受賞)を活用し、患者の生活を看る視点や臨床判断に必要な能力を強化するシステムを整備している。

さらに、大学院設置に伴い、患者の症状や反応から臨床判断につなげる教育に新たなモデル人形「ナースングアン・シミュレータ」1体を2号館に設置予定である。

### 4. 図書等の資料及び図書館の整備計画

#### (1) 図書館の整備計画

1号館に設置する福岡女学院看護大学図書館は439.65㎡の面積を有し、収納可能冊数約35,500冊、閲覧席は116席で、そのうち42席は自己学習に集中できるように個人用机(キャレル)を設置している。また、視聴覚資料閲覧コーナー(14席)、司書事務室等も設置している。なお、学生の学習支援を図るため、開館時間は平日8時30分から22時まで、土曜日9時から12時55分までとし、授業開始前及び終了後に利用できるよう対応している。

#### (2) 図書の整備計画

令和3年度現在の蔵書数は約34,000冊で、毎年約250冊ずつ整備していく計画である。本学では、図書は、看護系の専門図書が中心となるが、関連分野図書及び教養図書も適切に整備している。インターネットのWeb上から蔵書を検索できるデータベース及び検索

システムを構築している。また、電子ジャーナル 903 タイトル（「Science Direct」6 タイトル、「Journal Web」46 タイトル、「CINAHL Complete」851 タイトル）、学術雑誌 50 誌も利用可能である。

また、約 25 万冊を有する同一法人の福岡女学院大学の図書館との相互利用を積極的に進め、特にインターネットを介した相互貸し出しシステムを活用し、教養分野に関する図書等の活用の利便性を図り、教育研究上の効果を高めている。さらに、図書館機能を通しての地域貢献策として、日中は学生の教育活動に支障のない範囲で市民に開放し、病院の入院患者向けや一般市民向けの書籍も整備している。また、日本図書館協会、私立大学図書館協会、九州地区大学図書館協議会にも加盟し、将来に向けて他大学図書館や地域の公立図書館との図書の相互貸し出し等、連携している。

### XIII. 管理運営

本研究科の運営は、学長のガバナンス体制を構築するとともに、その独立性を確保し、カリキュラム等で独自の運営ができる仕組みを担保するために、管理運営に関する重要な事項は、福岡女学院看護大学大学院学則第 14 条（以下「大学院学則」という）に基づき看護大学運営会議において審議する。また、教育研究に関する重要な事項を審議するために大学院学則第 15 条に基づき、福岡女学院看護大学大学院委員会（令和 5 年 4 月 1 日設置予定、以下「大学院委員会」という）を設置する。

#### 【資料 17：福岡女学院看護大学 大学院委員会規程（案）】

大学院委員会は、研究科長を委員長として、本研究科担当の専任の教授、准教授及び大学院委員会が必要と認めた者をもって構成される。

大学院委員会は、委員会規程に定められた下記の重要な事項を審議する。

- (1) 学生の入学、再入学および修了に関すること。
- (2) 進級及び修了の判定並びに学位の授与に関する事項
- (3) 学生の賞罰に関する事項
- (4) その他教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

### XIV. 自己点検・自己評価

#### 1. 実施方法・実施体制

自己点検・評価の最終的な責任組織は「運営会議」であり、実務的責任組織は、「自己点検・評価委員会」及び「IR 推進委員会」が実施する体制としている。

- ① 「自己点検・評価委員会」は、教学面の内部質保証の実務的な責任組織であり、各種委員会に対して自己点検項目の設定の通達および提出された報告書の検証を行い、それらをまとめて報告書を作成するとともに教授会に審議材料として報告書を提出し説明を行う。役割の概要を説明すると、各種委員会が担っている教育・研究、管理運営、社会貢献等について定期的に客観的に妥当性を検証し、各種委員会に対して改善方針を提示する。具体的には、各種委員会の活動実績、学生への授業評価アンケート

を含め教育プログラムの点検・評価結果、さらには裏付けとなる情報の収集・分析等を実施し、各種委員会に対し自律的な改善・改革のための方針を提案する。授業レベルの質保証と教育プログラムレベルの質保証の PDCA サイクル推進の中心的役割を担っている。

- ② 「IR 推進委員会」は、組織管理・研究・運営面の質保証の改善に関する評価・検証を行う。「IR 推進委員会」は「自己点検・評価委員会」と連携し、大学レベルと教育プログラムレベルの PDCA サイクルを動かす推進力として働き、教学面の内部質保証の精度を高める役割を担っている。
- ③ 「運営会議」は本学の最終決定機関であり、「自己点検・評価委員会」、本学「IR 推進委員会」からの報告を受けて大学レベルの質保証の責任組織として働く。さらに、上記内部質保証システムを俯瞰しシステムの質の向上に努める。  
まとめると、内部質保証の推進の全学的な仕組みは、学生・教職員→「自己点検・評価委員会」・「IR 推進委員会」→「運営会議」、及び「運営会議」→「自己点検・評価委員会」・「IR 推進委員会」→学生・教職員の PDCA サイクルが整備されている。
- ④ 「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価委員長（本学専任教授）、学部長、宗教部長、メディア情報図書センター長、教務部長、学生部長、事務部長、その他委員長が必要と認めた者によって構成されている
- ⑤ 「IR 推進委員会」は、副学長、教員若干名、IR 担当職員、学務課職員若干名、総務課職員から若干名、その他委員長が必要と認めた者で構成されている。
- ⑥ 「運営会議」は、学長、副学長、学部長、事務部長、宗教部長、教務部長、学生部長、メディア情報図書センター長、社会連携推進センター長、シミュレーション教育センター長および学長が指名した者によって構成されている 2016 年度からは、全領域長が参加している。

また、外部評価を受けるための組織としては、①古賀市との連携協議会、②福岡女学院「評議員会」、「学院アドバイザー会議」、③臨地実習指導者との福岡女学院看護大学臨地実習施設連携協議会、④卒業した学生の就職先からの評価として、聞き取り調査およびアンケート調査等が整備されている。

学生による評価は、「学長・学部長・学友会との懇談会」や「学生・看護シミュレーション教育評価委員会、さらに学長と学生との交流会などがあり、これらの機会を通して学生から評価を受け改善を図る仕組みを整えている。

## 2. 結果の活用・公表

自己点検・評価を実施することにより、教育内容及び方法等について継続的に見直し改善を図っていくこととする。自己点検・評価結果については、点検・評価報告書に取りまとめ、本学ホームページに掲載することにより、広く学内外へ公表し、社会的な評価を受け、改善を図り教育水準の更なる向上を追求する。

### (1) 授業レベルの PDCA サイクル

授業レベルの PDCA サイクルは、各教員が学生の授業評価アンケート結果を受け、改善点を授業に反映させることや、教員間の授業参観システムを活用した教員間でのフィードバック（評価）で授業改善につなげている。現在、各教員の教育力向上に向け、ティーチング・ポートフォリオの作成準備が進んでおり、これによって教員個人が自分の教育実践を評価し、改善につとめる PDCA サイクルが期待できる。

シラバスの内容の適合性は、第三者がチェックするシステムになっている。チェック項目は、授業科目に関連するディプロマ・ポリシーの記載、アクティブ・ラーニングの計画、成績の点数配分、学生の主体的な学習を促す予習・復習内容の明示等であり、不足点は教員にフィードバックして教育の質の保証を行っている。

## (2) 教育プログラムレベルにおける PDCA サイクル

教育プログラムレベルにおける点検・評価は、基本的に教育課程や学修成果、学生支援、社会連携・社会貢献、教育研究環境に関する担当委員会が毎月の活動を教授会に提出・報告・審議を通して継続的に実施している。PDCA サイクルを機能する仕組みとしては、各種委員会から提出された自己点検・評価報告書を「自己点検・評価委員会」で再度点検・評価し、各委員会との検討結果を報告書として作成する方法が整備された。大学の運営方針を明文化し、各委員会の役割が明確にすることで、各委員会が独自の定性的目標および定量的目標を設定した「ビジョン・ミッション・目標」を作成し、1年間の実施方針・結果・評価と今後の課題を報告する書式を整えた。この報告書を「自己点検・評価委員会」で評価し、今後の課題と有効な対策等を検討することで教育プログラムレベルでの評価結果をフィードバックする仕組みが整い PDCA サイクルが機能している。

## (3) 大学レベルにおける PDCA サイクル

大学レベルにおける内部質保証を検証する主体は、運営会議と学長である。運営会議は最高決定機関であり、授業レベルおよび教育プログラムレベルでの点検・評価結果は運営会議に報告され、最終的な検証を受ける。授業レベルおよび教育プログラムレベルの点検・評価を運営会議で検証し、その結果を受け学長が新たな提案を行うという大学レベルでの PDCA サイクルは機能していたが、大学レベルでの検証結果を授業レベルおよび教育プログラムレベルへフィードバックさせる仕組みが脆弱であった。これを補強するために 2019 年度に「IR 推進委員会」が設置され、大学レベルの検証結果や改善指示が IR 推進委員会を通して教育プログラムレベルにフィードバックされる PDCA サイクルが機能するようになった。すなわち、大学レベルの点検・評価の結果は、IR 推進委員会を通じて教育プログラムレベルへ伝えられ、さらに自己点検・評価委員会を通じて授業レベルへ伝えられるという内部質保証のための PDCA サイクルが機能するように整備されている。

## 3. 評価項目

評価項目については、認証評価の基準に準じて以下のとおりとしている。

- ①理念・目的
- ②内部質保証

- ③教育研究組織
- ④教育課程・学習成果
- ⑤学生の受け入れ
- ⑥教員・教員組織
- ⑦学生支援
- ⑧教育研究等環境
- ⑨社会連携・社会貢献
- ⑩大学運営・財務

#### 4. 認証評価

本学での自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を定期的に受審し、その結果をホームページで公表している。

本学は、令和3(2021)年4月1日付で、認証評価機関である大学基準協会の「大学評価」による「適合」認定を受けている。認定の期間は令和10(2028)年3月31日までである。

## XV. 情報の公表

### 1. 実施方法

本学では、大学設置基準及び学校教育法の改正、並びに日本私立大学連盟ガバナンスコード(第1版)の情報公開等の推進を受けて、大学運営や教育研究等の諸事業について、学生や保護者、学内、学外など対象に応じた情報公開の推進を図り、社会から信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保を努めている。

本研究科においても、教育情報、学修成果及び学位論文に係る評価、並びに修了の認定をあらかじめ明示する予定である。

本研究科の教育情報等の公開は、インターネットを利用し広く周知を図ることとし、最新の情報を適宜更新し提供するため、ホームページ上に公表している。ホームページのアドレスは、「[https://ns.fukujo.ac.jp/information\\_disclosure/](https://ns.fukujo.ac.jp/information_disclosure/)」で、大学のトップページからの検索方法は、「トップ>情報公開」若しくは「検索(情報公開)」により閲覧できるよう準備する。

### 2. 実施項目

#### (ア)教育研究上の基礎的な情報

学部・学科、研究科・専攻の名称及び教育研究上の目的

学部・学科、研究科・専攻の名称

教育研究上の目的

- ・入学者に関する受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)
- ・教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)
- ・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

専任教員数

- ・年齢別・職階別教員数、専任教員と非常勤教員の比率
- 校地・校舎等の施設、その他の学生の教育研究環境
  - ・キャンパス概要、運動施設概要及びその他学習環境
  - ・運動施設概要
  - ・交通アクセス
  - ・学費・奨学金
  - ・校舎等の耐震化率
  - ・寄附行為、役員名簿

(イ) 修学上の情報

- ・教員組織、各教員が有する学位及び業績
- ・教員組織図
- ・教員紹介
- ・入学者に関する受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）
- ・教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）
- ・卒業認定、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）
- ・入学者数、収容定員、在学者数、卒業者数、進学者数、就職者数
- ・授業科目、授業の方法及び内容ならびに年間の授業計画
- ・キャンパスライフ（授業科目、学内諸規程含む）
- ・シラバス
- ・学習の成果に係る評価及び卒業または修了の認定に当たっての基準
- ・学生の修学及び心身の健康に係る支援
- ・心身の健康に係る支援（健康管理）
- ・教育研究上の目的に応じ、学生が修得すべき知識及び能力に関する情報

(ウ) 財務情報

(エ) 社会貢献等

(オ) 大学基準協会による大学評価結果

- ・大学基準適合認定証
- ・大学評価結果
- ・点検・評価報告書

(カ) 文部科学省設置履行状況調査報告書

(キ) 自己点検・評価報告書

(ク) 認証評価の結果

### 3. 公表内容

教育研究情報等の情報公開については、以下の点に留意して行なっている。

- (1) 大学の教育研究上の目的に関する情報については、各領域がそれぞれ定めた目的を公開する。
- (2) 教育研究上の基本組織に関する情報については、領域の名称を明らかにする。
- (3) 教員組織に関する情報については、組織内の役割分担等を明らかにし、効果的な教育

を行なうために組織的な連携を図っていることを明らかにする。

- (4) 教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することし、法令上必要な教員数を確保していること等を明らかにする。
- (5) 各教員の業績については、研究業績のみならず各教員の多様な業績を積極的に明らかにし、教育上の能力に関する事項や職上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを明確にする。
- (6) 入学者に関する受け入れ方針、入学者の数、収容定員及び学生の数、卒業、修了したものの数、進学者、就職者数、進学、就職等の情報について、学校基本調査における大学の回答に準じて公表する。
- (7) 教育課程の方針、授業シラバス、学年歴等に関する情報については、教育課程の体系性を明らかにするとともに、年間の授業計画については、年間授業計画の概要を活用する。
- (8) 学位授与の方針に関する情報については、必修科目、選択科目別の必要単位数習得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにする。
- (9) 校地、校舎等の施設、設備、教育研究環境に関する情報については、学生生活の中心であるキャンパス概要のほか、運動施設の概要、課外活動の状況及び休息を行なう環境、その他の学習環境、主な交通手段等の状況を明らかにする。
- (10) 授業料、入学料等大学が徴収する費用に関する情報についてはできるだけ明らかにする。
- (11) 学生の修学支援等、大学が取り組む学生支援の情報をできるだけ明らかにする。

## XVI. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

### 1. 実施体制

本研究科の教育内容等の改善を図るための組織的な研修に関する事項は、大学院委員会において審議する。研修に関しては、「福岡女学院就業規則」及び「福岡女学院事務職員研修規程」に則って、教職員の知識、技能等の向上を図るため、教育、研修及び訓練を行なうこととしている。SD 研修の実施について、事務職員は本部人事課が中心となっていない、教員に関する研修等は、FD 委員会が中心となっていない、事務職員も積極的に参加している。

### 2. 実施内容

#### 1) SD 研修

事務職員が業務を遂行するために必要な知識や技能等を修得し、業務能率の向上を図る為に、キャリアアップ、ビジネススキル、マネジメント、リベラルアーツのスキルについて、体系化された研修会を開催する。尚、研修後は、報告書の提出及び報告会（年3回開催）での発表を行う。また、報告会の資料を掲載した研修年報を発行し、研修内容及び関連資料等を公表する。具体的な研修内容については、以下の種類に分けて行なっている。

- (1) 職位別研修 資格基準（参事、副参事、主査、主事、書記）に基づいて必要な研修を

展開する。

- (2) 職能別研修 役職ごとに必要に応じて研修を行なう。
- (3) 目的別研修 業務知識や専門知識の修得、業務遂行に対する意欲及び能力の向上を図ることを目的とする。
- (4) 部門外研修 主に私大連など外部の団体によって開催される研修へ参加する。
- (5) 部門別研修 職場内のコミュニケーションを円滑にし、業務知識及び専門知識の共有を図ることを目的とする。
- (6) 国内研修 国内の教育・研究機関又はそれに準じる団体等において学校管理・運営等に関する調査委託研究、視察、実務研修、資料収集等を行なうことにより、職員としての資質を向上する。
- (7) 国外研修 国外の教育・研究機関又はそれに準じる団体等において学校管理・運営等に関する調査委託研究、視察、実務研修、資料収集等を行なうことにより、職員としての資質を向上する。
- (8) 自己啓発研修 職員が自主的に研修に取り組むことにより、自己の能力開発及び資質の向上を目指す。

## 2) FD 研修

本研究科の教育内容等の改善を図る為の組織的な研修に関する事項は、大学院委員会において審議する。研修に関しては、本学のFD委員会が中心となり、委員会の目的である「教員の教育内容・方法の改善・向上を目指し、組織的に取り組むこと」に則って、計画的にFD活動を実施する。

具体的な研修内容は以下のとおりである。

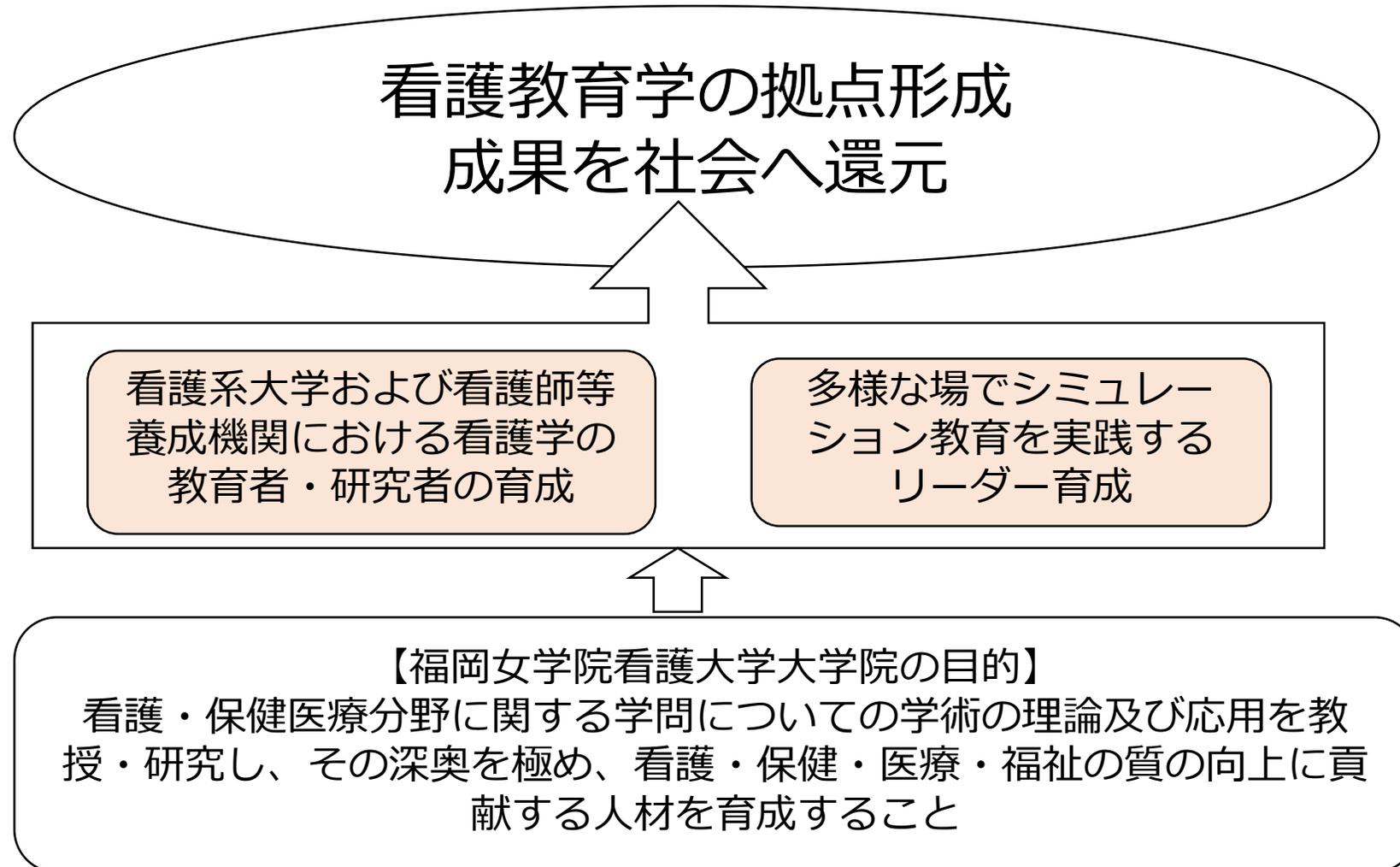
- (1) 教員の授業内容や方法、研究指導の改善に役立てる為の研修会を開催する。
- (2) ディプロマ・ポリシーに基づいた授業科目について相互理解を図る為の研修会を開催する。
- (3) キリスト教精神やヒューマンケアリングについて見識を深める為の研修会を開催する。
- (4) シミュレーション教育、看護研究について見識を深める為の研修会を開催する。
- (5) 教育目標の設定や評価方法について見識を深める為のシラバス相互確認を実施する。
- (6) 授業内容や方法、研究指導の課題や改善策を見出す為の授業参観を実施する。
- (7) 教員及び大学院生を対象に授業アンケートを実施し、結果を評価・公表する。
- (8) 教員全員がティーチング・ポートフォリオを作成し、公表する。

福岡女学院看護大学大学院 設置の趣旨等を記載した書類

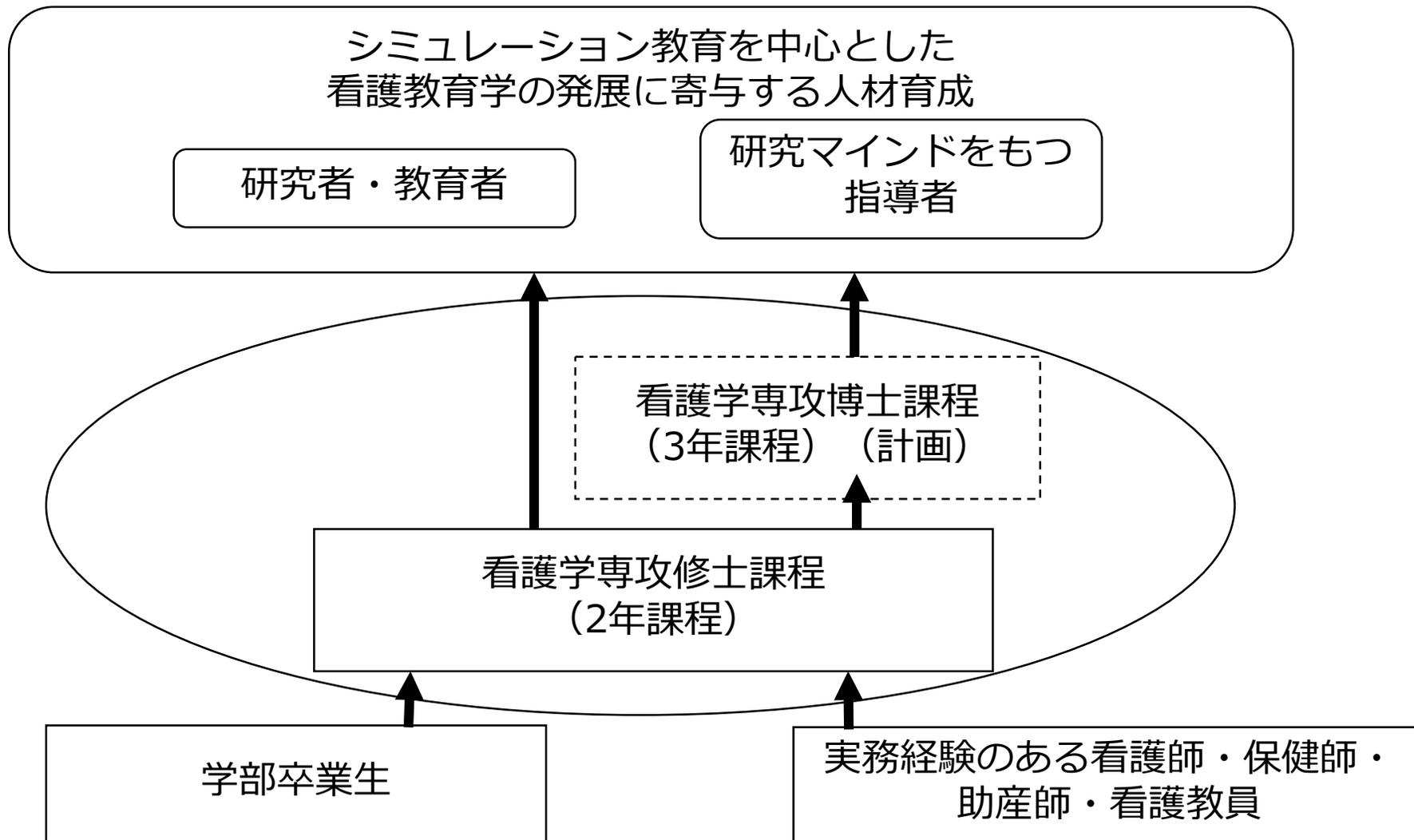
資料目次

資料 1	福岡女学院看護大学大学院の目的	2
資料 2	福岡女学院看護大学大学院の人材育成の構想	3
資料 3	大学院看護学研究科(博士前期課程)設置に係る 要望書	4
資料 4	福岡女学院看護大学大学院看護学研究科の養成する人材像と教育課程	5
資料 5	福岡女学院看護大学大学院看護学研究科 教育課程の全体像	6
資料 6	福岡女学院看護大学大学院の目的と3つのポリシー	7
資料 7	履修モデル	8
資料 8	特別研究実施要領(案)	11
資料 9	福岡女学院看護大学研究倫理委員会規程	13
資料 10	福岡女学院看護大学研究倫理規準	16
資料 11	福岡女学院看護大学大学院長期履修学生に関する規程(案)	20
資料 12	基礎となる学部との関係図	21
資料 13	研究科及び学部の時間割	22
資料 14	定年規則(改正案)	26
資料 15	看護大学学長選任規程(改正案)	30
資料 16	院生研究室見取り図	33
資料 17	福岡女学院看護大学 大学院委員会規程(案)	34

# 福岡女学院看護大学大学院の目的



# 福岡女学院看護大学大学院の人材育成の構想

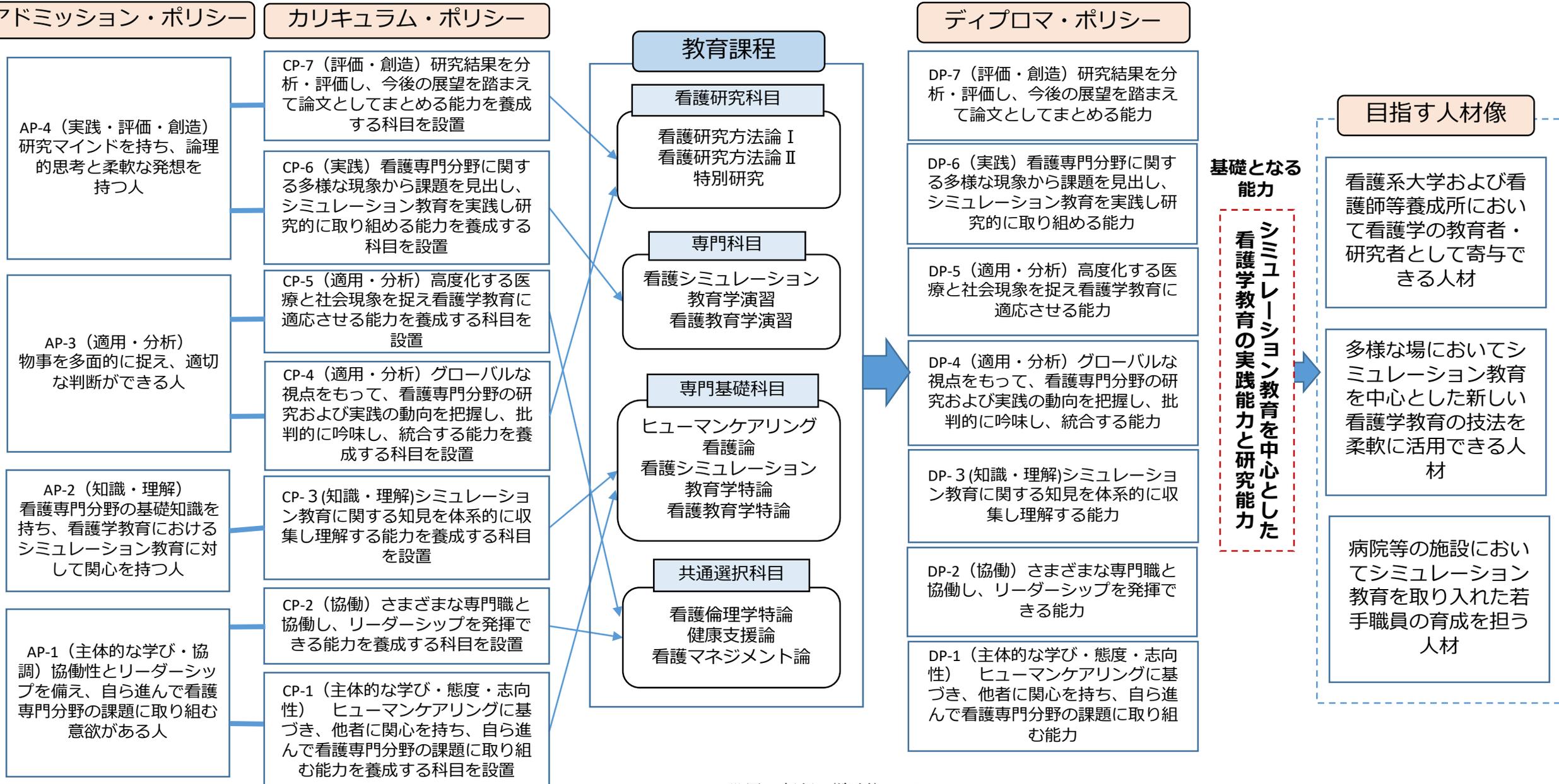


## 資料 3

- 1 (書類等の題名)  
「大学院看護学研究科(博士前期課程)設置に係る要望書」(【資料 3】 4 ページ)
- 2 (差出人)  
公益社団法人 福岡県看護協会 会長
- 3 (その他の説明)  
2021 年 8 月 12 日付 学校法人福岡女学院理事長宛に提出された福岡女学院看護大学  
大学院看護学研究科(博士前期課程)の設置を要望する書類である。

# 福岡女学院看護大学大学院看護学研究科の養成する人材像と教育課程

資料 4



## 福岡女学院看護大学大学院看護学研究科 教育課程の全体像

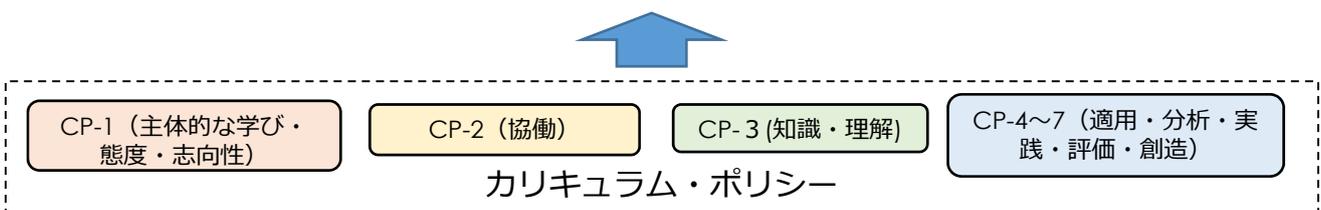
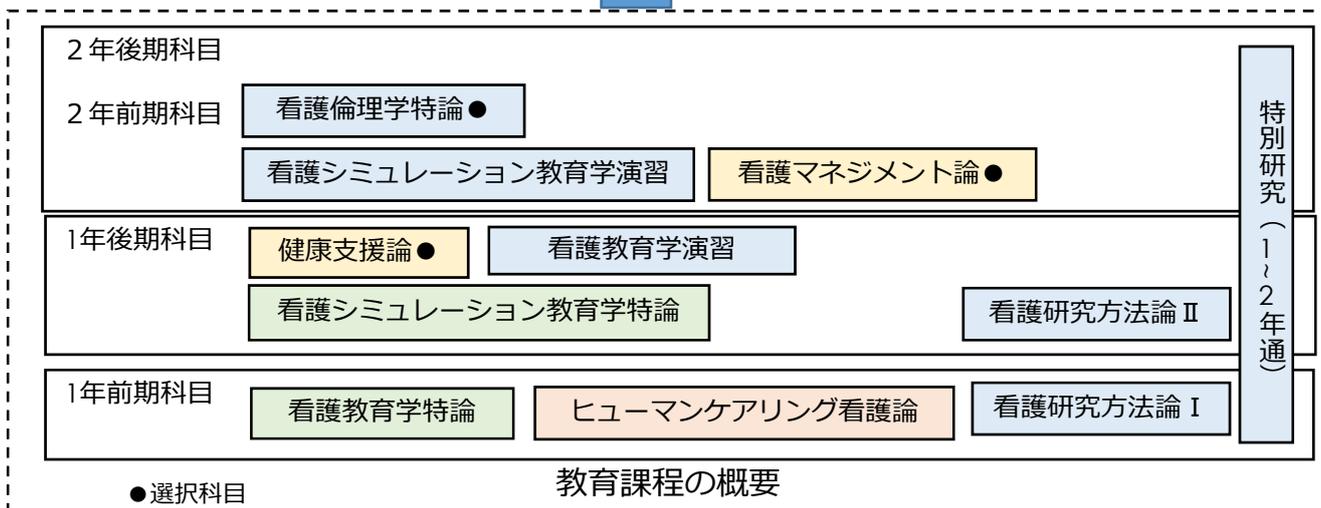
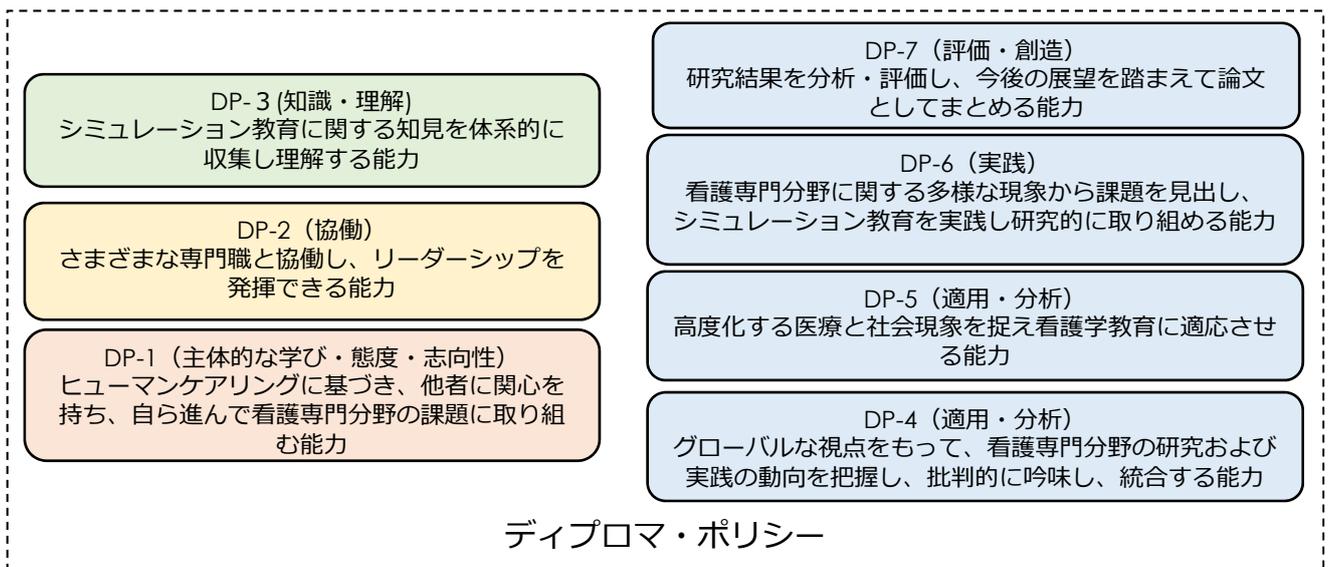
**本研究科の目的：**キリスト教精神およびヒューマンケアリングに基づき、シミュレーション教育を中心とした看護学教育が実践できる教育者・研究者を育成し社会に貢献することを目的とする。

**教育目標：**本研究科は、看護学における創造性豊かな優れた研究・開発能力を有する教育者・研究者の養成および、シミュレーション教育を中心とした看護教育学分野における研究マインドをもつ実践的な指導者や教育者を養成することを目標とする

### 養成を目指す人材像

- 1) 看護系大学および看護師等養成所において看護学の教育者・研究者として寄与できる人材
- 2) 多様な場においてシミュレーション教育を中心とした新しい看護学教育の技法を柔軟に活用できる人材
- 3) 病院等の施設においてシミュレーション教育を取り入れた若手職員の育成を担う人材

### 基礎となる能力：シミュレーション教育を中心とした看護学教育の実践能力と研究能力



学士課程で育成してきた**学力の3要素** (知識・技能、思考力・判断力、協働) や **学士力** (知識・理解、協働、態度・志向性) を発展させる教育課程を構築

**福岡女学院看護大学大学院の目的**

キリスト教に基づく福岡女学院創立の精神に則り、看護・保健医療分野に関する学問についての学術の理論及び応用を教授・研究し、その深奥を極め、看護・保健・医療・福祉の質の向上に貢献する人材を育成することを目的とする

**看護学研究科の目的**

キリスト教精神およびヒューマンケアリングに基づき、シミュレーション教育を中心とした看護学教育が実践できる教育者・研究者を育成し社会に貢献することを目的とする。

**教育目標**

本研究科は、看護学における創造性豊かな優れた研究・開発能力を有する教育者・研究者の養成および、シミュレーション教育を中心とした看護教育学分野における研究マインドをもつ実践的な指導者や教育者を養成することを目標とする

**養成を目指す人材像**

- 1) 看護系大学および看護師等養成所において看護学の教育者・研究者として寄与できる人材
- 2) 多様な場においてシミュレーション教育を中心とした新しい看護学教育の技法を柔軟に活用できる人材
- 3) 病院等の施設においてシミュレーション教育を取り入れた若手職員の育成を担う人材

**ディプロマ・ポリシー**

学力の3要素	本学の 学力の要素	ディプロマ・ポリシー	
主体的な学び・協働	主体的な学び 態度・志向性	DP-1	ヒューマンケアリングに基づき、他者に関心を持ち、自ら進んで看護専門分野の課題に取り組む能力
	協働	DP-2	さまざまな専門職と協働し、リーダーシップを発揮できる能力
知識・理解	知識・理解	DP-3	シミュレーション教育に関する知見を体系的に収集し理解する能力
「適用・分析」「評価・ 創造」「実践」	適用・分析	DP-4	グローバルな視点をもって、看護専門分野の研究および実践の動向を把握し、批判的に吟味し、統合する能力
		DP-5	高度化する医療と社会現象を捉え看護学教育に適応させる能力
	実践	DP-6	看護専門分野に関する多様な現象から課題を見出し、シミュレーション教育を実践し研究的に取り組める能力
	評価・創造	DP-7	研究結果を分析・評価し、今後の展望を踏まえて論文としてまとめる能力

**カリキュラム・ポリシー**

学力の3要素	本学の 学力の要素	カリキュラム・ポリシー	主となる関連科目	
主体的な学び・協働 (主体性・多様性・協働性)	主体的な学び 態度・志向性	CP-1	ヒューマンケアリングに基づき、他者に関心を持ち、自ら進んで看護専門分野の課題に取り組む能力を養成する。	「ヒューマンケアリング看護論」
	協働	CP-2	さまざまな専門職と協働し、リーダーシップを発揮できる能力を養成する	「健康支援論」 「看護マネジメント論」
知識・理解 (知識・技能)	知識・理解	CP-3	シミュレーション教育に関する知見を体系的に収集し理解する能力を養成する	「看護教育学特論」 「看護シミュレーション教育学特論」
「適用・分析」「評価・ 創造」「実践」  (思考力・判断力・表現力)	適用・分析	CP-4	グローバルな視点をもって、看護専門分野の研究および実践の動向を把握し、批判的に吟味し、統合する能力を養成する	「看護研究方法論Ⅰ」 「看護研究方法論Ⅱ」
		CP-5	高度化する医療と社会現象を捉え看護学教育に適応させる能力を養成する	「看護倫理学特論」 「健康支援論」 「看護マネジメント論」
	実践	CP-6	看護専門分野に関する多様な現象から課題を見出し、シミュレーション教育を実践し研究的に取り組める能力を養成する	「看護シミュレーション教育学演習」 「看護教育学演習」
	評価・創造	CP-7	研究結果を分析・評価し、今後の展望を踏まえて論文としてまとめる能力を養成する	「特別研究」

**アドミッション・ポリシー**

学力の3要素	本学の 学力の要素	アドミッション・ポリシー	
主体的な学び・協働	主体的な学び・ 協働	AP-1	協働性とリーダーシップを備え、自ら進んで看護専門分野の課題に取り組む意欲がある人
知識・理解	知識・理解	AP-2	看護専門分野の基礎知識を持ち、看護学教育におけるシミュレーション教育に対して、関心を持つ人
「適用・分析」「評価・ 創造」「実践」	適用・分析	AP-3	物事を多面的に捉え、適切な判断ができる人
	実践・評価・ 創造	AP-4	研究マインドを持ち、論理的思考と柔軟な発想を持つ人

**学部 ディプロマ・ポリシー**

学力の3要素	本学の 学力の要素	ディプロマ・ポリシー	
態度/志向性	態度・志向性	DP-1	キリスト教の愛の精神に基づき、他者の成長を助けるとともに自分も成長できるヒューマンケアリングを実践できる基本的能力が身についている(態度/志向性)
態度/志向性	態度・姿勢	DP-2	生命の尊厳と人権の尊重にもとづく倫理観を持ち、他者の権利を擁護できる(知識・姿勢)
思考力・判断力	知識・理解	DP-3	看護の専門職として必要な知識と問題解決能力を持ち、多様な年代・健康レベルに対する看護を提供でき基本的な援助技術を修得
協働	知識・理解	DP-4	専門職と協働し、チームで連携しながら看護の役割と責任を理解できる(知識・理解)
態度/志向性	態度・志向性	DP-5	看護の専門職として継続的に自己研鑽していく姿勢を有している(態度・志向性)
知識・理解	知識・理解	DP-6	多様な言語・文化・価値観を理解し、グローバルな視点から保健医療福祉の現状と課題が理解できる(知識・理解)

## ① 看護系大学および看護師等養成所において看護学の教育者・研究者として寄与できる人材

学年	学期	科目名	必修・選択	週当たり授業回数	単位数	
1年	前期	ヒューマンケアリング看護論	必修	1	2	
		看護教育学特論	必修	2	4	
		看護研究方法論Ⅰ	必修	1	2	
		特別研究	必修	1	－	
	小計					8
	後期	健康支援論	選択	1	2	
		看護シミュレーション教育学特論	必修	1	2	
		看護教育学演習	必修	2	4	
		看護研究方法論Ⅱ	必修	1	2	
		特別研究	必修	1	－	
小計					10	
2年	前期	看護倫理学特論	選択	1	2	
		看護シミュレーション教育学演習	必修	1	2	
		特別研究	必修	1	－	
	小計					4
	後期	特別研究	必修	1	8	
小計					8	
合計					30	

## ② 多様な場においてシミュレーション教育を中心とした新しい看護学教育の技法を柔軟に活用できる人材

学年	学期	科目名	必修・選択	週当たり授業回数	単位数	
1年	前期	ヒューマンケアリング看護論	必修	1	2	
		看護教育学特論	必修	2	4	
		看護研究方法論Ⅰ	必修	1	2	
		特別研究	必修	1	－	
	小計					8
	後期	看護シミュレーション教育学特論	必修	1	2	
		看護教育学演習	必修	2	4	
		看護研究方法論Ⅱ	必修	1	2	
		特別研究	必修	1	－	
		小計				
2年	前期	看護倫理学特論	選択	1	2	
		看護マネジメント論	選択	1	2	
		看護シミュレーション教育学演習	必修	1	2	
		特別研究	必修	1	－	
	小計					6
後期	特別研究	必修	1	8		
小計					8	
合計					30	

## ③ 病院等の施設においてシミュレーション教育を取り入れた若手職員の育成を担う人材

学年	学期	科目名	必修・選択	週当たり授業回数	単位数	
1年	前期	ヒューマンケアリング看護論	必修	1	2	
		看護教育学特論	必修	2	4	
		看護研究方法論Ⅰ	必修	1	2	
		特別研究	必修	1	－	
	小計					8
	後期	健康支援論	選択	1	2	
		看護シミュレーション教育学特論	必修	1	2	
		看護教育学演習	必修	2	4	
		看護研究方法論Ⅱ	必修	1	2	
		特別研究	必修	1	－	
小計					10	
2年	前期	看護マネジメント論	選択	1	2	
		看護シミュレーション教育学演習	必修	1	2	
		特別研究	必修	1	－	
	小計					4
	後期	特別研究	必修	1	8	
小計					8	
合計					30	

## ① 看護系大学および看護師等養成所において看護学の教育者・研究者として寄与できる人材

学年	学期	科目名	必修・選択	週当たり授業回数	単位数
1年	前期	ヒューマンケアリング看護論	必修	1	2
		看護研究方法論Ⅰ	必修	1	2
		小計			4
	後期	健康支援論	選択	1	2
		看護研究方法論Ⅱ	必修	1	2
小計				4	
2年	前期	看護倫理学特論	選択	1	2
		看護教育学特論	必修	2	4
		特別研究	必修	1	－
		小計			6
	後期	看護シミュレーション教育学特論	必修	1	2
		看護教育学演習	必修	2	4
		特別研究	必修	1	－
		小計			6
3年	前期	看護シミュレーション教育学演習	必修	1	2
		特別研究	必修	1	－
		小計			2
	後期	特別研究	必修	1	8
		小計			8
合計					30

## ② 多様な場においてシミュレーション教育を中心とした新しい看護学教育の技法を柔軟に活用できる人材

学年	学期	科目名	必修・選択	週当たり授業回数	単位数
1年	前期	看護倫理学特論	選択	1	2
		ヒューマンケアリング看護論	必修	1	2
		看護研究方法論Ⅰ	必修	1	2
		小計			6
	後期	看護研究方法論Ⅱ	必修	1	2
	小計			2	
2年	前期	看護マネジメント論	選択	1	2
		看護教育学特論	必修	2	4
		特別研究	必修	1	－
		小計			6
	後期	看護シミュレーション教育学特論	必修	1	2
		看護教育学演習	必修	2	4
		特別研究	必修	1	－
小計			6		
3年	前期	看護シミュレーション教育学演習	必修	1	2
		特別研究	必修	2	－
		小計			2
	後期	特別研究	必修	1	8
小計			8		
合計					30

## ③ 病院等の施設においてシミュレーション教育を取り入れた若手職員の育成を担う人材

学年	学期	科目名	必修・選択	週当たり授業回数	単位数
1年	前期	ヒューマンケアリング看護論	必修	1	2
		看護研究方法論Ⅰ	必修	1	2
		小計			4
	後期	健康支援論	選択	1	2
		看護研究方法論Ⅱ	必修	1	2
小計				4	
2年	前期	看護マネジメント論	選択	1	2
		看護教育学特論	必修	2	4
		特別研究	必修	1	－
		小計			6
	後期	看護シミュレーション教育学特論	必修	1	2
		看護教育学演習	必修	2	4
		特別研究	必修	1	－
小計			6		
3年	前期	看護シミュレーション教育学演習	必修	1	2
		特別研究	必修	1	－
		小計			2
	後期	特別研究	必修	1	8
小計			8		
合計					30

## ① 看護系大学および看護師等養成所において看護学の教育者・研究者として寄与できる人材

学年	学期	科目名	必修・選択	週当たり授業回数	単位数
1年	前期	ヒューマンケアリング看護論	必修	1	2
		看護研究方法論Ⅰ	必修	1	2
		小計			4
	後期	看護研究方法論Ⅱ	必修	1	2
小計				2	
2年	前期	看護倫理学特論	選択	1	2
		看護教育学特論	必修	2	4
		小計			6
	後期	看護シミュレーション教育学特論	必修	1	2
		看護教育学演習	必修	2	4
		小計			6
3年	前期	看護シミュレーション教育学演習	必修	1	2
		特別研究	必修	1	－
		小計			2
	後期	健康支援論	選択	1	2
特別研究		必修	1	－	
	小計			2	
4年	前期	特別研究	必修	1	－
		小計			0
	後期	特別研究	必修	1	8
	小計			8	
合計					30

## ② 多様な場においてシミュレーション教育を中心とした新しい看護学教育の技法を柔軟に活用できる人材

学年	学期	科目名	必修・選択	週当たり授業回数	単位数
1年	前期	ヒューマンケアリング看護論	必修	1	2
		看護研究方法論Ⅰ	必修	1	2
		小計			4
	後期	看護研究方法論Ⅱ	必修	1	2
小計				2	
2年	前期	看護倫理学特論	選択	1	2
		看護教育学特論	必修	2	4
		小計			6
	後期	看護シミュレーション教育学特論	必修	1	2
		看護教育学演習	必修	2	4
		小計			6
3年	前期	看護マネジメント論	選択	1	2
		看護シミュレーション教育学演習	必修	1	2
		特別研究	必修	1	－
	小計			4	
後期	特別研究	必修	1	－	
	小計			0	
4年	前期	特別研究	必修	1	－
		小計			0
	後期	特別研究	必修	1	8
	小計			8	
合計					30

## ③ 病院等の施設においてシミュレーション教育を取り入れた若手職員の育成を担う人材

学年	学期	科目名	必修・選択	週当たり授業回数	単位数
1年	前期	ヒューマンケアリング看護論	必修	1	2
		看護研究方法論Ⅰ	必修	1	2
		小計			4
	後期	看護研究方法論Ⅱ	必修	1	2
小計				2	
2年	前期	看護マネジメント論	選択	1	2
		看護教育学特論	必修	2	4
		小計			6
	後期	看護シミュレーション教育学特論	必修	1	2
		看護教育学演習	必修	2	4
		小計			6
3年	前期	看護シミュレーション教育学演習	必修	1	2
		特別研究	必修	1	－
		小計			2
	後期	健康支援論	選択	1	2
特別研究		必修	1	－	
	小計			2	
4年	前期	特別研究	必修	1	－
		小計			0
	後期	特別研究	必修	1	8
	小計			8	
合計					30

## 特別研究実施要領（案）

特別研究は次のようなスケジュールで行うこととする。

## 1. 研究指導教員の決定（1年4月）

- 1) 学生は入学時に研究計画書素案を大学院委員会に提出する。
- 2) 大学院委員会は、主任研究指導教員1名と副指導教員1名を決定し学生に通知する。

## 2. 修士論文仮テーマの決定（1年12月）

学生は修士論文仮テーマを主任研究指導教員に提出する。

## 3. 中間発表会（1年1月）

- 1) 学生は中間発表会に向け、研究計画書の作成、プレゼンテーションの準備を行う。
- 2) 学生は中間発表会での助言を受け、研究計画書の修正を行う。

## 5. 研究倫理委員会審査（1年2～4月）

- 1) 学生は福岡女学院看護大学研究倫理委員会への申請を行う。
- 2) 倫理審査委員会の結果を受け、研究計画書を修正する。

## 6. 修士論文の作成（2年5～12月）

- 1) 学生は、データ収集、分析等の研究活動を経て、修士論文を作成する。

## 7. 修士論文の提出（2年1月）

- 1) 学位論文申請書、修士論文、論文要旨を大学院委員会に提出する。

## 8. 修士論文審査会（2年1月）

- 1) 大学院委員会は、学位論文審査委員3名（主査1名、副査2名）を決定する。
- 2) 学位論文審査委員は、口頭試問と学生のプレゼンテーションにより論文審査を行う。

## 9. 修士論文最終審査会（2年2月）

- 1) 学生は、公開の修士論文最終審査会においてプレゼンテーションを行い、最終試験を受ける。
- 2) 最終試験を受け、修正した論文を大学院委員会に提出する。

## 10. 最終修士論文の合否判定（2年3月）

- 1) 提出された修士論文は大学院委員会で最終審査を行い、合否を判定する。

特別研究のスケジュール

学年	時期	学生	研究指導教員	大学院委員会
1年	4月	研究計画素案を提出	履修スケジュール等 OR	主任研究指導教員1名、副指導教員1名を決定し、学生に通知
	5～11月	研究課題・計画書の作成	修士論文テーマ、研究計画の助言・指導	
	12月	修士論文仮テーマを提出		主任研究指導教員は修士論文仮テーマを受領
	1月 * 随時	中間発表会	・ 中間発表会に向けた助言・指導 ・ 発表会後の修正の助言	中間発表会の開催
2年	2月～2年次4月	研究倫理委員会への申請	研究倫理委員会申請に向けた助言・指導	
	5～12月	研究の遂行及び修士論文の作成	研究倫理審査の承認後、研究の遂行・論文作成の助言・指導	
	1月	修士論文の提出		学位論文審査委員（主査1名、副査2名）を決定
		修士論文審査会	修士論文審査会の口頭試問・プレゼンテーションに向けた指導	・ 学位論文審査委員による審査（口頭試問） ・ 修士論文審査の結果を大学院委員会に報告
	2月	修士論文最終審査会（公開）	最終審査会のプレゼンテーション・最終試験に向けた指導	修士論文最終審査会（公開）の開催
		修士論文提出（最終）		・ 学位論文審査委員の最終試験の判定結果、単位取得状況により修士課程の修了の可否を判定。 ・ 可否結果を大学院委員会に報告
	3月	修士課程の修了および学位授与		修得単位、学位授与の可否を運営会議に報告

○福岡女学院看護大学研究倫理委員会規程

2008（平20）年9月25日制定

最終改正 2022（令和4）年1月27日

（設立・目的）

第1条 この規程は、福岡女学院看護大学（以下「看護大学」という。）における人を対象とする研究（以下「研究」という。）について、「ヘルシンキ宣言」の趣旨に沿った倫理的配慮を図ることを目的とする。

（委員会の設置・審査）

第2条 前条の目的を達成するために、看護大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 学長は、審査を委員会に委任する。

（審議事項）

第3条 委員会の審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 研究に関わる計画書等の審査に関すること。
- (2) 研究における倫理のあり方に関する基本的事項に関すること。
- (3) 研究倫理の啓発のための教育指導に関すること。
- (4) その他、研究倫理に関すること。

（構成）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 教授の中から選出された者 2名
  - (2) 准教授及び講師の中から選出された者 3名
  - (3) 看護研究以外の分野を専門とする学識者で、一般の立場から意見を述べることができる者
  - (4) 学外の看護分野の有識者で、意見を述べることができる者 1名
  - (5) その他、学長が必要と認めた者 若干名
- 2 委員の他に必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は第1項第1号に規定する委員のうちから学長が指名する。
- 4 委員会に副委員長を置くことができる。副委員長は、第1項第1号及び第2号に掲げる委員の中から委員長が指名する。

（委員の任期）

第5条 前条第1項第1号及び第2号委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた時は補充する。ただし、補充委員の任期は、前任者の在任期間とする。

（委員会の招集）

第6条 委員会は委員長が招集し、議長となる。ただし、委員の3分の1以上から開催の申し出があったときは、委員長はこれを招集しなければならない。

2 委員長に事故あるときは、副委員長又は委員長が指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。

2 委員に事故あるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理者を出席させることができる。

3 議事は出席委員の過半数により決し、可否同数のときは議長が決する。

4 審査対象となる研究に関わる委員は、当該研究計画の審査及び議決に加わることはできない。

5 委員会の議事については、記録を作成し、保存するものとする。

6 委員会は原則として非公開とし、委員は職務上知り得た情報を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(審査手続等)

第8条 委員会は、第3条第1号の審議事項について、次のとおり取り扱うものとする。

2 研究責任者は、審査に必要な書類を学長に提出し、申請するものとする。

3 前項の申請は、大学院生、学部学生、研究生等（以下「学生等」という。）が行う場合にあっては、当該学生等の指導教員が行うものとする。

4 学長は申請を受けたときは、委員会に審査を諮問するものとする。

5 委員会は、第1条の趣旨に沿って審査し判定を行う。

6 委員会が必要と認めた場合は、研究責任者又は第三者の出席を求め、申請の内容についての説明又は意見を聴くことができる。

7 委員会は、審査の判定結果を速やかに学長に報告する。

8 学長は、前項の報告を尊重し、審査結果を研究責任者に通知する。

(研究計画等の変更・中止)

第9条 研究責任者は、承認された後に研究計画等の変更・中止をする場合は、必要な書類を学長に提出しなければならない。

2 学長はその提出を受け、委員会に審査を諮問するものとする。

3 委員会は第1条の趣旨に沿って審議し、研究の変更・中止、その他、必要な事項について意見を述べることができる。

4 委員会は、当該研究の変更・中止その他必要な事項を協議の上決定し、学長に報告する。

5 研究責任者は、前項の決定に従わなければならない。

(異議申し立て)

第10条 研究責任者は、審査の結果に異議がある場合は、審査結果受理後、10日以内に異議申立書を提出することで学長に再審査を求めることができる。

(苦情の申立てへの対処)

第11条 委員会は、承認された研究計画において研究対象者より危険や不利益が生じたとの苦情申し立てを受けた場合、ただちに学長に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の苦情申し立てに関して必要な事項を協議の上決定し、学長に報告す

る。

3 研究責任者は、前項の決定に従わなければならない。

(研究実施状況報告)

第12条 学長は必要に応じて、研究責任者に研究の実施状況について、報告を求めることができる。

2 研究責任者は、研究終了後、速やかに学長に研究の終了及び結果の概要を報告しなければならない。

(公表)

第13条 学長が必要と認めた場合は、第7条第5項の記録を公表することができる。ただし、研究対象者の人権、研究の独創性又は知的財産権の保護のため、非公開とすることが必要な箇所については、この限りではない。

(事務)

第14条 委員会に関する事務は、総務課が行う。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、委員会及び運営会議を経て、学長が行う。

附 則 1

1 本規程は、2008（平20）年9月25日から施行する。

附 則 2

この規程は、2015（平27）年4月1日から施行する。

附 則 3

この規程は、2016（平28）年4月1日から施行する。

附 則 4

この規程は、2016（平28）年10月27日から施行する。

附 則 5

この規程は、2017（平29）年3月23日から施行する。

附 則 6

この規程は、2017（平29）年10月26日から施行する。

附 則 7

この規程は、2022（令和4）年1月27日から施行する。

## ○福岡女学院看護大学研究倫理規準

2008（平20）年9月25日 制定

最終改正 2020（令和2）年1月30日

## （目的）

第1条 福岡女学院看護大学（以下「本学」という。）は、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的規準をここに定める。

## （研究の基本）

第2条 研究者は、良心と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、不当な圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

2 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

3 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約等、国内の法令、告示等及び本学の諸規程を遵守しなければならない。

## （定義）

第3条 「研究者」には、本学の専任教員のみならず、本学において研究活動に従事する者を含み、学生であっても、研究に関わる時は「研究者」に準ずるものとする。

2 「研究」には、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

3 「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見又は専門的知見を公表するすべての行為を含むものとする。

## （研究者の態度）

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努めなければならない。

3 研究者は、共同研究者が対等なパートナーであることを理解し、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。研究協力者、研究支援者等に対しては、謝意をもって接しなければならない。

4 研究者は、学生が共に研究活動に関わる時は、学生が不利益を蒙らないよう十分な配慮をしなければならない。

5 研究者は、自己の研究計画について、分かりやすく、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

6 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

## （研究のための情報・データ等の収集）

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法、手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

(インフォームド・コンセント)

第6条 研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報、データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織、団体等から、当該組織、団体等に関する資料、情報、データ等の提供を受ける場合も前項に準じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

(情報・データ等の利用及び管理)

第8条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保存しなければならない。ただし、法令又は規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

3 実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から10年間の保存を原則とする。試料や標本などの有体物については5年間の原則とする。ただし、保存が不可能ないし著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になるなど、社会通念上、止むを得ない理由がある場合はこの限りではない。また、医療分野や社会調査など、データ等の扱いに特段の規程がある場合には、それに従う。

4 資料等の保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。研究室主催者や研究機関は、研究倫理教育の一環として、資料保存に関わる啓発を行うとともに、資料保存の環境整備に努めなければならない。

5 研究者の転出に際して、保存対象となるものの状況を確認し、後日必要となった場合の追跡可能性を担保しておく。

6 学長は研究データの保存を確認するとともに必要に応じて研究者に開示を求めることができる。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第9条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等及び薬品・材料等を用いるときは、関係取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた残渣物、使用済みの薬品・材料等について、責任をもってその最終処理をしなければならない。

(研究成果発表の規準)

第10条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、産業財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないものとするができる。

- 2 研究成果は、学問的誠実性と論理的忠実性によって導かれた、新たな知見、発見であることに鑑み、研究者は、他者の成果を自己の成果として発表してはならない。
- 3 研究者は、研究成果の発表に際しては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 4 研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼性を喪失する行為であることを研究者は自覚し、次に掲げる不正な行為は、絶対にこれをしてはならない。
  - (1) 捏造（存在しないデータの作成）
  - (2) 改ざん（データの変造、偽造）
  - (3) 盗用（他人のデータや研究成果等を適切な引用なしで使用）
- 5 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあり、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用、そして真摯な表現をしなければならない。

（オーサーシップの規準）

第11条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップを認められる。

（研究費の取扱規準）

- 第12条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努め、その負託に応えなければならない。
- 2 研究者は、交付された研究費を当該研究に必要な経費のみに使用しなければならない。
  - 3 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令、本学の経理規程、当該研究費の使用規定等を遵守しなければならない。
  - 4 研究者は、証憑書類等を適切に管理し、実績報告においては、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

（他者の業績評価）

第13条 研究者が、レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価に関わるときは、被評価者に対して予断を持つことなく、評価基準、審査要綱等に従い、自己の信念に基づき評価しなければならない。

- 2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

（学長の責務）

第14条 学長は、研究者の研究倫理意識を高揚するために、必要な啓発、研究倫理教育の計画を策定し、実施するものとする。

- 2 学長は、この規準の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。
- 3 学長は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

4 学長は第1項から3項の目的を達成するため、福岡女学院看護大学研究倫理委員会を設置し、審査を委任する。

5 福岡女学院看護大学研究倫理委員会に関する事項は別に定める。

(教育・研修)

第15条 研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受け、かつ、研究期間中も適宜継続して教育・研修を受けなければならない。その際、研究倫理教育受講の証明書を研究倫理教育責任者に提出しなければならない。

2 福岡女学院看護大学研究倫理委員は、審査及び関連する業務に先立ち、倫理的観点及び科学的観点からの審査等に必要な知識を習得するための教育・研修を受け、かつ、その後も適宜継続して、教育及び研修を受けなければならない。

(事務)

第16条 この規準に関する事務は、福岡女学院看護大学事務部が取り扱う。

(改廃)

第17条 この規準の改廃は、福岡女学院看護大学研究倫理委員会、運営会議の議を経て学長が決定する。

附 則 1

1 この規準は、2008（平20）年9月25日から施行する。

附 則 2

1 この規準は、2015（平27）年9月10日から施行する。

附 則 3

1 この規準は、2016（平28）年4月1日から施行する。

附 則 4

1 この規準は、2017（平29）年3月23日から施行する。

附 則 5

1 この規準は、2020（令和2）年5月1日から施行する。

## ○福岡女学院看護大学大学院長期履修学生に関する規程（案）

文部科学大臣認可の日〔202（令和）年 月 日〕 制定

（趣旨）

第1条 この規程は、福岡女学院看護大学大学院（以下「本大学院」という。）の長期履修学生について定めるものとする。

（資格）

第2条 長期履修学生として入学を願い出ることのできる者は、本大学院の入学資格を有する者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。

（在学期間）

第3条 長期履修学生としての在学期間は、通常の修業年限を超えて3年又は4年までの任意による。なお、長期履修を認める期間は1年単位とし、在学期間については、入学出願と同時に願い出るものとする。

（在籍期間）

第4条 長期履修学生の休学を含む最長在籍期間は、6年を限度とする。

（単位数）

第5条 長期履修学生が登録できる単位数は、年間18単位を上限とする。ただし、資格取得に係わる科目の履修についてはこの限りではない。

（校納金）

第6条 長期履修学生として入学が認められた学生の校納金等の納入方法は、別表のとおりとする。

（留年）

第7条 第3条の在学期間を超えて在学する場合は、留年学生として取り扱う。

（在学期間の短縮）

第8条 長期履修学生が、許可された在学期間の短縮を希望する場合は、変更によって最終学年となる前年度の1月末までに、必要書類を添えて願い出なければならない。

2 前項の申請については、大学院委員会の議を経て、学長が許可する。

3 第1項に定める長期履修期間の変更は、在学中1回限りとする。

4 在学期間の短縮が許可された場合は、授業料等校納金を再計算し、納付するものとする。

（その他）

第9条 長期履修学生については、この規程に定めるもののほか、本大学院の学則その他諸規程を準用するものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

## 附 則 1

この規程は、2023(令和5)年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条並びに第6条の規定は、文部科学大臣が本大学院の設置を認可した日より施行する。

## 別表(第6条関係)

項目	納入方法
1. 入学金	入学時に一括して納入する。
2. 授業料	本人の在学期間で除し分割納入する。
3. 施設設備費	本人の在学期間で除し分割納入する。
4. 資格課程費 実験実習費等	他の学生と同じとする。

## 基礎となる学部との関係図

資料 1 2

### 養成する人材

- (1) 看護系大学および看護師等養成所において看護学の教育者・研究者として寄与できる人材  
 (2) 多様な場においてシミュレーション教育を中心とした新しい看護学教育の技法を柔軟に活用できる人材  
 (3) 病院等の施設においてシミュレーション教育を取り入れた若手職員の育成を担う人材

看護学研究科 看護学専攻 (修士課程)	共通選択科目	専門基礎科目	専門科目	看護研究科目
	看護倫理学特論 健康支援論 看護マネジメント論	ヒューマンケアリング看護論 看護シミュレーション教育学特論 看護教育学特論	看護シミュレーション教育学演習 看護教育学演習	看護研究方法論Ⅰ 看護研究方法論Ⅱ 特別研究

	基礎分野	専門基礎分野	専門分野		
<b>看護学部 看護学科</b>	<p>【キリスト教と文化】 建学の理念 キリスト教学Ⅰ・Ⅱ 音楽Ⅰ・Ⅱ 文化人類学 生命倫理</p> <p>【人間と社会】 科学の基礎 生物と地球環境 人間の発達と心理 人間関係論 経済と社会の基礎(社会人入門) 社会福祉学 ボランティア活動論 教育方法論 法学(日本国憲法を含む) 体育</p> <p>【コミュニケーション】 ラーニング・リテラシー 情報リテラシー コミュニケーション・リテラシー Practical EnglishⅠ・Ⅱ English for NursingⅠ～Ⅲ English Reading &amp; Translation Short Overseas Nursing Study 韓国の言語と文化 中国の言語と文化 Pre-Nursing EnglishⅠ・Ⅱ Intercultural Communication Cross Cultural Communication Strategies</p>	<p>【人体の科学】 生命科学 形態機能学Ⅰ・Ⅱ 形態機能学演習 薬理学 微生物学・感染学</p> <p>【疾病の成り立ちと回復】 病理学概論 病態・疾病論Ⅰ～Ⅴ 生殖・発達学</p> <p>【生活者の健康】 公衆衛生学・疫学 保健医療福祉行政論Ⅰ・Ⅱ 保健統計学 健康教育論 健康と栄養 精神保健論 リハビリテーション看護学</p>	<p>【基礎看護学】 看護学概論 看護理論 ヒューマンケアリング論Ⅰ・Ⅱ 基礎看護学方法論Ⅰ・Ⅱ フィジカルアセスメント 看護過程Ⅰ・Ⅱ</p> <p>【地域・在宅看護学】 地域・在宅看護論(地域看護学) 在宅看護学概論 在宅看護援助論Ⅰ・Ⅱ 在宅看護技術論</p> <p>【成人看護学】 成人看護学概論 成人看護援助論Ⅰ・Ⅱ 成人看護援助論演習</p> <p>【老年看護学】 老年看護学概論 老年看護援助論 老年看護援助論演習</p> <p>【母性看護学】 母性看護学概論 母性看護援助論Ⅰ・Ⅱ 母性看護援助論演習</p>	<p>【小児看護学】 小児看護学概論 小児看護援助論Ⅰ・Ⅱ 小児看護援助論演習</p> <p>【精神看護学】 精神看護学概論 精神看護援助論 精神看護援助論演習</p> <p>【公衆衛生看護学】 公衆衛生看護学概論 公衆衛生看護方法論Ⅰ・Ⅱ 公衆衛生看護活動論Ⅰ・Ⅱ 公衆衛生看護管理論Ⅰ・Ⅱ</p> <p>【看護の統合と実践】 看護研究入門 ヒューマンケアリング論Ⅲ 災害看護学 国際看護学 看護管理学 看護倫理学 クリティカルケア Stories from Non-Japanese Patients エンド・オブ・ライフケア 総合看護演習 卒業研究Ⅰ・Ⅱ 看護総合セミナーⅠ・Ⅱ</p>	<p>【臨地実習】 基礎看護学実習Ⅰ・Ⅱ 成人看護学実習(急性期) 成人看護学実習(慢性期) 老年看護学実習 母性看護学実習 小児看護学実習 精神看護学実習 在宅看護学実習 公衆衛生看護学実習 看護学総合実習</p>

## 研究科及び学部の時間割

## ●研究科の時間割

## 前期

曜日	時限	1	2	礼拝	昼休	3	4	5	6	7
	時間	9:00 }	10:40 }	12:15 }	12:35 }	13:25 }	15:05 }	16:45 }	17:40 }	19:20 }
曜日	時間	10:30	12:10	12:35	13:25	14:55	16:35	18:15	19:10	20:50
月	1年									
	2年									
火	1年						特別研究			特別研究
	2年						306・307ゼミ室			306・307ゼミ室
水	1年						特別研究		特別研究	
	2年						306・307ゼミ室		306・307ゼミ室	
木	1年									
	2年									
金	1年	看護教育学特論◎ 306ゼミ室				看護研究方法論 I◎ 306ゼミ室	ヒューマンアソシア <sup>ク</sup> 看護論◎ 306ゼミ室			
	2年					看護シミュレーション教育 学演習◎ シミュレーションルーム1 TBL1	看護マシ <sup>ン</sup> メント論 ○○○ 307ゼミ室	看護倫理学特論 ○○○ 307ゼミ室		
土	1年									
	2年									

## 後期

曜日	時限	1	2	礼拝	昼休	3	4	5	6	7
	時間	9:00 }	10:40 }	12:15 }	12:35 }	13:25 }	15:05 }	16:45 }	17:40 }	19:20 }
曜日	時間	10:30	12:10	12:35	13:25	14:55	16:35	18:15	19:10	20:50
月	1年									
	2年									
火	1年						特別研究			特別研究
	2年						306・307ゼミ室			306・307ゼミ室
水	1年						特別研究		特別研究	
	2年						306・307ゼミ室		306・307ゼミ室	
木	1年									
	2年									
金	1年	看護研究方法論II ◎ 306ゼミ室	看護シミュレーション教育 学特論◎ シミュレーションルーム1 TBL1			看護教育学演習 306・307ゼミ室、シミュレーションルーム1 TBL1		健康支援論○○ ◎ 306ゼミ室		
	2年									
土	1年									
	2年									

○=選択科目

●=隔年開講

◎=オムニバス方式

□=昼間

■=夜間

■=昼夜共通授業

●基礎となる学部の時間割（2023年度 前期）案

●印：選択科目  
 大学院授業担当教員

\*1・2年生：2022年度入学生適用カリキュラム、3・4年生：2018年度以前の入学学生適用カリキュラム

大学院専用時限

	1限 9:00~10:30	2限 10:40~12:10	3限 13:25~14:55	4限 15:05~16:35	5限 16:45~18:15	6限 17:40~19:10	7限 19:20~20:50
月	1年	●音楽Ⅰ（基礎） 102講義室	形態機能学Ⅰ 202講義室	形態機能学Ⅱ 202講義室	看護学概論（8） ヒューマンケアリング論Ⅰ（8） 202講義室	ラーニング・リテラシー（Bクラス） PCルーム	
	2年	精神看護学概論（8） 201講義室	保健医療福祉行政論Ⅰ 201講義室	リハビリテーション看護学 201講義室	●生物と地球環境 201講義室	看護過程Ⅰ（8） 201講義室	
	3年	看護研究入門 301講義室	老年看護援助論演習 301講義室	小児看護援助論Ⅱ（8） 301講義室	小児看護援助論演習 301講義室	成人看護援助論演習 301講義室	
	4年	看護管理学（7） 101講義室	看護管理学（8） 101講義室	●公衆衛生看護管理論Ⅰ（基礎）（8） 302講義室	●公衆衛生看護管理論Ⅰ（基礎）（8） 302講義室	●公衆衛生看護管理論Ⅰ（基礎）（7） 302講義室	
火	1年	基礎看護学方法論Ⅰ 202講義室	基礎看護学方法論Ⅰ 202講義室	ラーニング・リテラシー（Aクラス） PCルーム	●経済と社会の基礎（社会人入門） 202講義室		
	2年		コミュニケーション・リテラシー（8） 201講義室	フィジカルアセスメント 201講義室	病態・疾病論Ⅲ／病態・疾病論Ⅳ 病態・疾病論Ⅴ／生殖・発達学 201講義室	社会福祉学 201講義室	
	3年		●公衆衛生看護活動論Ⅰ 302講義室	●公衆衛生看護活動論Ⅰ 302講義室	●Intermediate Speaking 日佐キャンパス	●English Discussion 日佐キャンパス	
	4年		●国際看護学（8） 101講義室	ヒューマンケアリング論Ⅲ（8） 101講義室			
	大学院				【1年】特別研究 306・307ゼミ室		【1年】特別研究 306・307ゼミ室
水	1年	人間の発達と心理（8） 202講義室	キリスト教Ⅰ 202講義室	建学の理念（8） ●科学の基礎（8） 202講義室	●中国の言語と文化 202講義室		
	2年		成人看護援助論Ⅰ 201講義室	老年看護学概論（8） 201講義室	English for NursingⅠ（多言語） 203講義室	病態・疾病論Ⅲ／病態・疾病論Ⅳ 病態・疾病論Ⅴ／生殖・発達学 201講義室	
	3年	●公衆衛生看護方法論Ⅱ 302講義室	●公衆衛生看護方法論Ⅱ 302講義室	母性看護援助論Ⅱ（8） 301講義室	●Basic English Reading and Translation 302講義室	●English for NursingⅢ 302講義室	
	4年		卒業研究Ⅰ（8） 各ゼミ室等	卒業研究Ⅰ（7） 各ゼミ室等			
	大学院				【1年】特別研究 306・307ゼミ室		【1年】特別研究 306・307ゼミ室
木	1年			●韓国の言語と文化 202講義室	●法学（日本国憲法を含む） 202講義室	Practical EnglishⅠ（Red1/Red2） 203講義室/202講義室	
	2年	English for NursingⅠ（Blue） English for NursingⅠ（Red2） 203講義室/302講義室	薬理学 201講義室	English for NursingⅠ（Green） English for NursingⅠ（Red1） 203講義室/302講義室	病態・疾病論Ⅲ／病態・疾病論Ⅳ 病態・疾病論Ⅴ／生殖・発達学 201講義室	病態・疾病論Ⅲ／病態・疾病論Ⅳ 病態・疾病論Ⅴ／生殖・発達学 201講義室	
	3年	精神看護援助論 301講義室	精神看護援助論演習 301講義室			母性看護援助論演習 301講義室	
	4年	<国試補講> 101講義室	<国試補講> 101講義室	<国試補講> 101講義室	<国試補講> 101講義室	<国試補講> 101講義室	
金	1年	●Pre-Nursing EnglishⅠ 203講義室	健康と栄養 202講義室	Practical EnglishⅠ（Blue/Green） 203講義室/202講義室			
	2年			●教育方法論 203講義室	病態・疾病論Ⅲ／病態・疾病論Ⅳ 病態・疾病論Ⅴ／生殖・発達学 201講義室	病態・疾病論Ⅲ／病態・疾病論Ⅳ 病態・疾病論Ⅴ／生殖・発達学	
	3年		在宅看護援助論演習 301講義室				
	4年	●English Reading & Translation（7） 302講義室	●English Reading & Translation（8） 302講義室	◎看護学総合セミナーⅠ（基礎）（8） 101講義室	◎看護学総合セミナーⅠ（基礎）（7） 101講義室		
	大学院	【1年】看護教育学特論 306ゼミ室	【1年】看護教育学特論 306ゼミ室	【1年】看護研究方法論Ⅰ 306ゼミ室	【1年】ヒューマンケアリング看護論 306ゼミ室		
その他・集中講義	1年	●文化人類学					
	2年	基礎看護学実習Ⅰ					
	4年	看護学総合実習					

\*「卒業研究」の指導日時と場所は担当指導教員の指示にしたがう。  
 \*「日佐キャンパス」は国際キャリア学部の指定する授業科目の時間割に従って受講する。  
 \*不足授業回数分は14回目（7回目）授業終了までに空きコマで実施する。

基礎となる学部の時間割（2024年度 前期）案

看護学部看護学科

●印：選択科目  
大学院授業担当教員

\*1・2・3年生：2022年度入学生適用カリキュラム、4年生：2018年度以前の入学生適用カリキュラム

大学院専用時間

	1限 9:00~10:30	2限 10:40~12:10	3限 13:25~14:55	4限 15:05~16:35	5限 16:45~18:15	6限 17:40~19:10	7限 19:20~20:50
月	1年	●音楽Ⅰ（基礎） 102講義室	形態機能学Ⅰ 202講義室	形態機能学Ⅱ 202講義室	看護学概論（8） ヒューマンケアリング論Ⅰ（8） 202講義室	ラーニング・リテラシー（Bクラス） PCルーム	
	2年	精神看護学概論（8） 201講義室	保健医療福祉行政論Ⅰ 201講義室	リハビリテーション看護学 201講義室	●生物と地球環境 201講義室	看護過程Ⅰ（8） 201講義室	
	3年	看護研究入門 301講義室	老年看護援助論演習 301講義室	小児看護援助論Ⅱ（8） 301講義室	小児看護援助論演習 301講義室	成人看護援助論演習 301講義室	
	4年	看護管理学（7） 101講義室	看護管理学（8） 101講義室	●公衆衛生看護管理論Ⅰ（基礎）（8） 302講義室	●公衆衛生看護管理論Ⅰ（基礎）（8） 302講義室	●公衆衛生看護管理論Ⅰ（基礎）（7） 302講義室	
火	1年	基礎看護学方法論Ⅰ 202講義室	基礎看護学方法論Ⅰ 202講義室	ラーニング・リテラシー（Aクラス） PCルーム	●経済と社会の基礎（社会人入門） 202講義室		
	2年		コミュニケーション・リテラシー（8） 201講義室	フィジカルアセスメント 201講義室	病態・疾病論Ⅲ／病態・疾病論Ⅳ 病態・疾病論Ⅴ／生殖・発達学 201講義室	社会福祉学 201講義室	
	3年		●公衆衛生看護活動論Ⅰ 302講義室	●公衆衛生看護活動論Ⅰ 302講義室	●Intercultural Communication 日佐キャンパス		
	4年		●国際看護学（8） 101講義室	ヒューマンケアリング論Ⅲ（8） 101講義室			
	大学院				【1・2年】特別研究 306・307ゼミ室		【1・2年】特別研究 306・307ゼミ室
水	1年	人間の発達と心理（8） 202講義室	キリスト教Ⅰ 202講義室	建学の理念（8） ●科学の基礎（8） 202講義室	●中国の言語と文化 202講義室		
	2年		成人看護援助論Ⅰ 201講義室	老年看護学概論（8） 201講義室	English for NursingⅠ（多言語） 203講義室	病態・疾病論Ⅲ／病態・疾病論Ⅳ 病態・疾病論Ⅴ／生殖・発達学 201講義室	
	3年		●公衆衛生看護方法論Ⅱ 302講義室	母性看護援助論Ⅱ（8） 301講義室		●English for NursingⅢ 302講義室	
	4年		卒業研究Ⅰ（8） 各ゼミ室等	卒業研究Ⅰ（7） 各ゼミ室等			
	大学院				【1・2年】特別研究 306・307ゼミ室		【1・2年】特別研究 306・307ゼミ室
木	1年			●韓国の言語と文化 202講義室	●法学（日本国憲法を含む） 202講義室	Practical EnglishⅠ（Red1/Red2） 203講義室/202講義室	
	2年	English for NursingⅠ（Blue） English for NursingⅠ（Red2） 203講義室/302講義室	薬理学 201講義室	English for NursingⅠ（Green） English for NursingⅠ（Red1） 203講義室/302講義室	病態・疾病論Ⅲ／病態・疾病論Ⅳ 病態・疾病論Ⅴ／生殖・発達学 201講義室	病態・疾病論Ⅲ／病態・疾病論Ⅳ 病態・疾病論Ⅴ／生殖・発達学 201講義室	
	3年	精神看護援助論 301講義室	精神看護援助論演習 301講義室			母性看護援助論演習 301講義室	
	4年	<国試補講> 101講義室	<国試補講> 101講義室	<国試補講> 101講義室	<国試補講> 101講義室	<国試補講> 101講義室	
金	1年	●Pre-Nursing EnglishⅠ 203講義室	健康と栄養 202講義室	Practical EnglishⅠ（Blue/Green） 203講義室/202講義室			
	2年			●教育方法論 203講義室	病態・疾病論Ⅲ／病態・疾病論Ⅳ 病態・疾病論Ⅴ／生殖・発達学 201講義室	病態・疾病論Ⅲ／病態・疾病論Ⅳ 病態・疾病論Ⅴ／生殖・発達学 201講義室	
	3年	在宅看護援助論Ⅱ 301講義室	在宅看護援助技術論 301講義室				
	4年	●English Reading & TranslationⅠ（7） 302講義室	●English Reading & TranslationⅡ（8） 302講義室	◎看護学総合セミナーⅠ（基礎）（8） 101講義室	◎看護学総合セミナーⅠ（基礎）（7） 101講義室		
	大学院	【1年】看護教育学特論 306ゼミ室	【1年】看護教育学特論 306ゼミ室	【1年】看護研究方法論Ⅰ 306ゼミ室	【1年】ヒューマンケアリング看護論 306ゼミ室		
その他・集中講義	1年	●文化人類学					
	2年	基礎看護学実習Ⅰ					
	4年	看護学総合実習					

\*「卒業研究」の指導日時と場所は担当指導教員の指示にしたがう。  
\*「日佐キャンパス」は国際キャリア学部の指定する授業科目の時間割に従って受講する。  
\*不足授業回数分は14回目（7回目）授業終了までに空きコマで実施する。

基礎となる学部の時間割（2023、2024年度 後期）案

●印：選択科目

大学院授業担当教員

							大学院専用時限	
		1限 9:00～10:30	2限 10:40～12:10	3限 13:25～14:55	4限 15:05～16:35	5限 16:45～18:15	6限 17:40～19:10	7限 19:20～20:50
月	1年	●音楽Ⅱ (応用/音楽療法概論を含む)	Practical English II (Blue/Green)	Practical English II (Red1/Red2)	公衆衛生学・疫学	情報リテラシー (8) 生命倫理 (8)		
	2年	●English for Nursing II	保健医療福祉行政論Ⅱ	在宅看護援助論Ⅰ (8)	在宅看護学概論 (8)	健康教育論 (8)		
	4年	●クリティカルケア (8)	●エンド・オブ・ライフケア (8)	卒業研究Ⅱ (8)	卒業研究Ⅱ (7)			
火	1年	●Pre-Nursing English II	地域・在宅看護論 (地域看護学)	人間関係論 (6) 情報リテラシー (4)	病態・疾病論Ⅰ (8) 病態・疾病論Ⅱ	人間関係論 (9) 病理学概論 (2)		
	2年	ヒューマンケアリング論Ⅱ (8)	成人看護援助論Ⅱ	母性看護学概論 (8) 母性看護援助論Ⅰ (8)				
	4年	卒業研究Ⅱ (7)	●公衆衛生看護管理論Ⅱ (応用) (8)	●公衆衛生看護管理論Ⅱ (応用) (7)	●English Communication	●Intercultural Communication		
	大学院				【1・2年】特別研究 306・307ゼミ室		【1・2年】特別研究 306・307ゼミ室	
水	1年	生命科学	看護理論 (8) 成人看護学概論 (8)	病理学概論 (6)	病態・疾病論Ⅰ (8) 病態・疾病論Ⅱ	病態・疾病論Ⅰ (8) 病態・疾病論Ⅱ		
	2年	看護過程Ⅱ	老年看護援助論	公衆衛生看護方法論Ⅰ	保健統計学			
	4年	災害看護 (8)	看護倫理学 (8)	卒業研究Ⅱ (8)	●Cross-Cultural Health Practice (7)			
	大学院				【1・2年】特別研究 306・307ゼミ室		【1・2年】特別研究 306・307ゼミ室	
木	1年	●ボランティア活動論	微生物学・感染学	病態・疾病論Ⅰ (8) 病態・疾病論Ⅱ	病態・疾病論Ⅰ (8) 病態・疾病論Ⅱ	形態機能学演習		
	2年	小児看護学概論 (8) 小児看護援助論Ⅰ (8)	精神保健論					
	4年	◎看護総合セミナー (応用) (8)	◎看護総合セミナー (応用) (7)	<国試補講>	<国試補講>	<国試補講>		
金	1年	基礎看護学方法論Ⅱ (15)	基礎看護学方法論Ⅱ (15)	●体育 (Aクラス)	●体育 (Bクラス)	病態・疾病論Ⅰ (8) 病態・疾病論Ⅱ		
	2年							
	4年	●Cross-Cultural Health Practice (8)	キリスト教学Ⅱ (8)					
	大学院	【1年】看護研究方法論Ⅱ 306ゼミ室	【1年】看護シミュレーション教育学特論 シミュレーションルーム1、TBL1	【1年】看護教育学演習 306・307ゼミ室、シミュレーションルーム1、TBL1		【1・2年】●健康支援論 306ゼミ室		
その他・集中講義	1年	●Short Overseas Nursing Study 海外研修		*「卒業研究」の指導日時と場所は担当指導教員の指示にしたがう。 *「日佐キャンパス」は国際キャリア学部の指定する授業科目の時間割に従って受講する。 *不足授業回数分は14回目(7回目)授業終了までに空きコマで実施する。				
	2年	基礎看護学実習Ⅱ						
	3年	公衆衛生看護活動論Ⅱ (地域診断の応用)	成人看護学実習 (急性期) 成人看護学実習 (慢性期) 老年看護学実習 母性看護学実習 小児看護学実習 精神看護学実習 在宅看護学実習					

○定年規則

[理事会事項]

1967（昭42）年4月1日

制定

最終改正 2022（令和4）年3月25日

第1条 専任教職員の定年に関する規則（以下「本規則」という）は、就業規則第39条の規定により福岡女学院専任教職員（以下「教職員」という）のうち、院長、学校長を除く教職員に適用する。

第2条 教職員の定年は次の各号のとおりとする。

(1) 大学教員、短期大学部教員、看護大学教員

- イ 教授 満68歳
- ロ 准教授、講師 満66歳
- ハ 助教、助手 満62歳

(2) 高等学校、中学校教員

- イ 教諭、養護教諭 満62歳
- ロ 削除

(3) 幼稚園教員

- イ 教諭 満62歳
- ロ 削除

(4) 寄宿舍職員

- イ 寮管理者 満62歳
- ロ 削除
- ハ 削除

(5) 事務職員

- イ 参事、参事補、書記、書記補 満62歳
- ロ 削除

(6) 技術職員 満62歳

第3条 定年に達した職員は、定年に達した日の属する年度の末日までに退職しなければならない。

第4条 定年退職後は、1年以内の期間を定めて新たに雇用することができる。身分及び任用については次のとおりとする。

- (1) 教授は準専任教授とする。
  - (2) 准教授及び講師は契約教員又は非常勤講師とする。
  - (3) 中高教員は契約講師又は非常勤講師とする。
  - (4) その他の教職員は契約教職員又は非常勤教職員とする。
- 2 前項第1号については準専任職員の任用に関する規程に定める。また、前項第2号についてはフルタイム専任教職員の就業に関する規程又はパートタイム非専任教職員の就業に関する規程に定める。
  - 3 第1項第3号については中学校・高等学校の定年退職教員の再雇用に関する規程に定める。
  - 4 第1項第4号については事務職員等の定年退職者の再雇用に関する規程に定める。

第5条 この規則の改廃は理事会が行う。

附 則 1

- 1 本規則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 2

- 1 本改正規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 3

- 1 昭和55年10月1日付をもって、福岡女学院規則施行にともない本内規の用語の改正を行い、同日付をもって施行する。

附 則 4

- 1 第2条第1項第1号及び第4条の一部を改正し、1987年（昭62）4月1日から適用する。但し、1986年4月1日から1987年3月31日の間で満65歳に達した者は本改訂の年齢を適用する。

附 則 5

- 1 第2条、第5条の一部を改正し、1990（平2）年4月1日から施行する。
- 2 大学開設時に採用された教員は、大学完成時まで満70歳を越えても第4条に定める身分を保有する。

附 則 6

- 1 第2条の一部を改正し、1997（平9）年4月1日から施行する。

附 則 7

- 1 第2条の一部を改正、また第5条を廃止し、1999（平11）年4月1日から施行する。
- 2 人間関係学部開設時に採用された教員は、大学完成時まで、満70歳を超えても第4条

に定める身分を保有する。

- 3 第4条のうち、準専任教員については、1999（平11）年4月1日以降に就任した教員には適用しない。但し、1999（平11）年4月1日以前に採用が決定された者はこの限りでない。

附 則 8

- 1 第1条の一部を改正し、2003（平15）年5月30日から施行する。

附 則 9

- 1 第4条の一部を改正し、2005（平17）年5月30日から施行する。

附 則 10

- 1 第1条の一部を改正し、2006（平18）年1月26日から施行する。但し、施行日に在職している院長、学校長、事務局長については改正前の規則を適用する。
- 2 本規則において、2006（平18）年4月1日から常勤講師を契約講師、常勤嘱託を契約職員、非常勤嘱託を非常勤職員に改める。

附 則 11

- 1 学校教育法の改正に伴い、2007（平19）年4月1日より助教授から准教授、専任講師から講師へ職名を変更する。

附 則 12

- 1 第2条第1項一号を改正し、2008（平20）年4月1日から施行する。
- 2 福岡女学院看護大学開学時、または開学時から完成年度までに定年に達する看護大学教員については、完成年度末までその身分を保障する。

附 則 13

（施行日）

- 1 この規則は、2013（平25）年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行にかかわらず、定年規則第2条第1号イ及びロ以外の専任教職員で、1953（昭28）年4月2日から1955（昭30）年4月1日に生まれた者の定年は61歳とする。

附 則 14

（施行日）

この規則は、2015（平27）年4月1日から施行する。

附 則 15

（施行日）

この規則は、2021（令和3）年4月1日から施行する。

附 則 16

1 第3条の規定にかかわらず、福岡女学院看護大学大学院（以下「看護大学大学院」という。）の開学時から完成年度までに定年に達する看護大学大学院教員のうち、看護大学において看護大学人事委員会で審議し、承認した者については、完成年度末まで定年を延長するものとする。

2 この規則は、2022（令和4）年4月1日から施行する。

○看護大学学長選任規程

〔理事会事項〕

2011（平23）年7月11日

制定

最終改正 2022（令和4）年3月25日

（趣旨）

第1条 この規程は、福岡女学院看護大学（以下「看護大学」という。）の学長選任について定めるものとする。

（適用）

第2条 学長の選任は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

- (1) 現学長の任期が満了するとき。
- (2) 現学長が辞任の申し出をなし、理事会がこれを承認したとき。
- (3) 学長に欠員が生じたとき。
- (4) 理事会が学長の退任を決定したとき。

（決定）

第3条 学長の選任は、第8条により推薦された候補者について、理事会がこれを決定する。

（学長の資格）

第4条 学長の資格は、次の各号によるものとする。

- (1) 原則としてキリスト者である者
- (2) 看護大学学則第1条に定める目的を達成するためにふさわしい者
- (3) 学長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。
- (4) 看護及び保健医療の分野に深い造詣を持ち、かつ高等教育に関し高い識見を有する者で、看護大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる者
- (5) 学長就任時の年齢が、満73歳未満の者であること。

2 前項第1号の規定により選考しがたい場合は、理事総数の4分の3以上の同意を得た上で、キリスト者でない者を候補者とすることができる。

3 学長がキリスト者ではない場合は、副学長又は学部長がキリスト者でなければならない。

4 学長は、看護大学のキリスト教教育を推進し、宗教行事に参加すること。

第5条 削除

(任期)

第6条 学長の任期は1期3年とし、連続して2期6年を超えて在任することはできない。ただし、理事総数の3分の2以上の同意を得て理事長が推薦する場合は、連続して3期9年まで在任できるものとする。

2 年度の途中から就任する場合、就任の日から当該年度の3月31日までの期間を1年として換算する。

(定年)

第7条 学長の定年年齢は満75歳とする。

2 在任中に定年年齢に達した場合は、当該年齢に達した年度の末日をもって任期満了とする。

3 削除

(推薦)

第8条 学長候補者（以下「候補者」という。）を推薦できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 理事及び監事

(2) 評議員

(3) 看護大学所属の専任教員（助手を含む）、並びに本部及び看護大学の副課長職以上の事務職員

2 学長候補者の推薦は、学校長候補者推薦要領に基づき、理事長の定める所定の様式により、理事長宛にこれを行うものとする。

3 候補者に推薦された者（以下「被推薦者」という。）は、理事長への申し出により辞退することができる。

4 被推薦者は、辞退しない限り候補者となる。

(所信表明)

第9条 理事長は、候補者へ書面による所信の作成を依頼する。

2 候補者は、所信を書面により理事長に提出する。

(決定方法)

第10条 常任理事会は、候補者の資格審査を行い、複数の候補者を理事会に上申する。

2 理事会は、上申された候補者について、必要に応じて面談を行った上で投票を行い、出席理事の過半数の得票者をもって学長を決定する。

3 第1回目の投票で決しない場合は、第2回目の投票を行なう。第2回目で決しない場合は、第2回目の投票による上位2名（得票数の同じ者があって上位2名を定めがたい

ときは、得票同数第2位の者すべてを候補者とする。)について決選投票を行ない、最多得票者をもって決定する。

4 前項の決選投票において得票数が同じであった場合は、抽選によって決定する。

(学長代行)

第11条 現学長の退任までに新学長の選任ができない場合、その欠員の間、理事会は、学長代行を置く。

(所管部署)

第12条 この選考に関する事務は、法人企画室が行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則 1

この規程は、2011（平23）年7月11日から施行する。

附 則 2

この規程は、2016（平28）年11月18日から施行する。

附 則 3

1 この規程は、2019（令和元）年9月27日から施行する。

2 この規程改正前に選任された者の任期及び定年については、改正後の規定を適用するものとする。

附 則 4

この規則は2020（令和2）年4月1日から施行する。

附 則 5

この規則は、2021（令和3）年6月10日から施行し、2021（令和3）年4月1日から適用する。

附 則 6

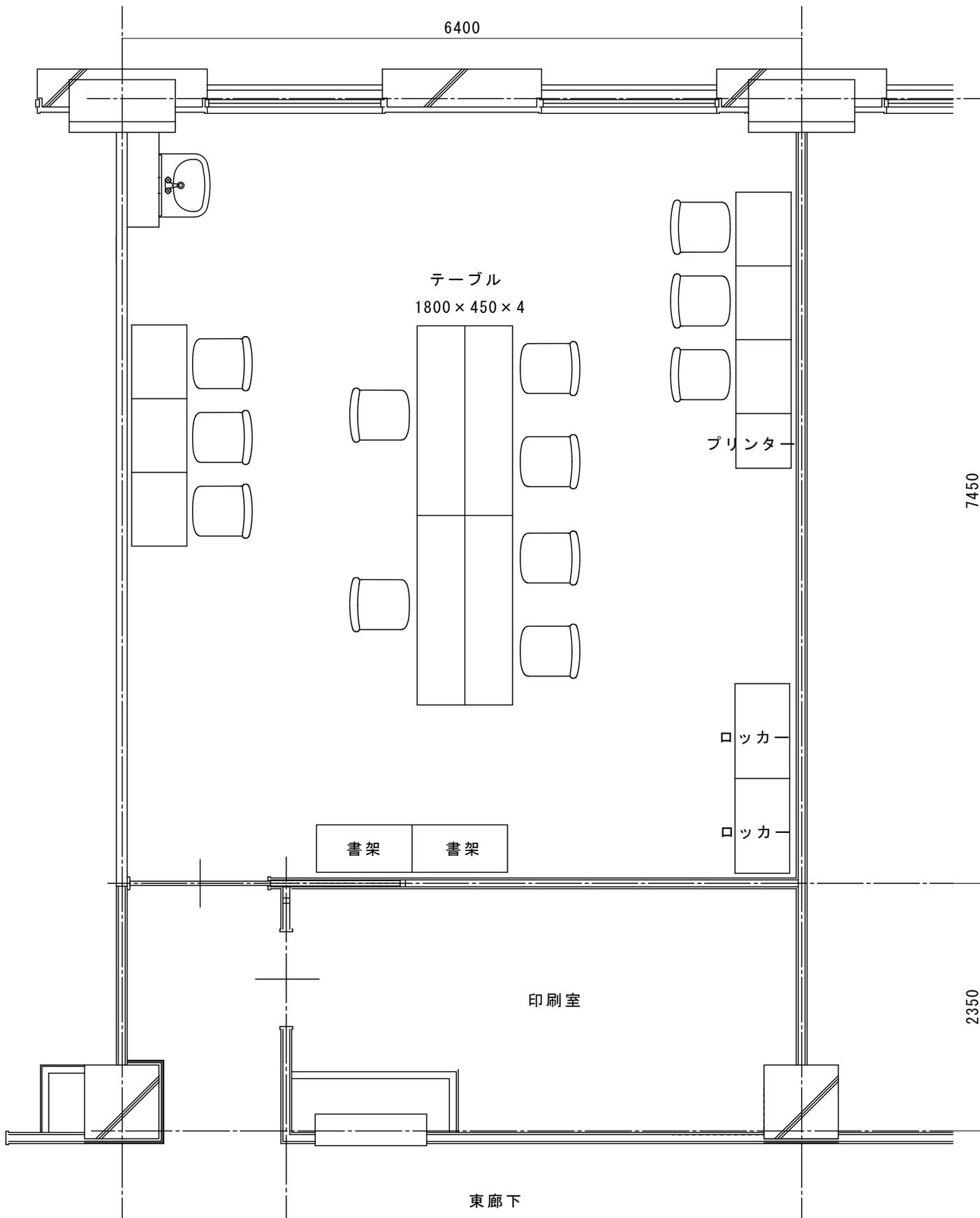
(施行期日)

1 この規程は、2022（令和4）年3月25日から施行する。

(任期の延長)

2 第2条第1項第1号、第6条及び福岡女学院規則第6条第2項の規定にかかわらず、福岡女学院看護大学大学院の開学時から完成年度までを学長として申請した者については、完成年度末まで任期を延長するものとする。

# 院生研究室見取り図



## ○福岡女学院看護大学 大学院委員会規程（案）

文部科学大臣認可の日〔202（令和）年 月 日〕 制定

## （目的）

第1条 この規程は、福岡女学院看護大学大学院学則(以下「学則」という。)第15条の規定に基づき、大学院委員会の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

## （構成）

第2条 大学院委員会は、学長がその招集及び審議について研究科長に委任し、研究科長、専任の教授及び准教授をもって構成する。

2 学長及び事務部長は、出席し発言することができる。

3 講師及び助教は出席することができるが議決権を持たない。

4 大学院委員会が必要と認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

## （招集）

第3条 研究科長は、大学院委員会を招集する。

2 大学院委員会を招集するときは、開催日から少なくとも1週間前に、会の日時、場所及び議題を示さなければならない。ただし、緊急の場合はその限りでない。

## （議長）

第4条 大学院委員会の議長は、研究科長とする。

2 研究科長に支障がある場合は、構成員の中から研究科長が指名した者が議長の職務を代行する。

## （成立要件及び採決）

第5条 大学院委員会は、構成員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状は出席者の数に加えるが、採決に加えることはできない。

2 次の各号に該当する者は構成員の中から除く。

(1) 3カ月以上の休職中の者

(2) 長期の出張者

(3) 研修中の者

3 大学院委員会の議事は、前項の出席者(以下「出席者」という。)の過半数の賛成によって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学長の最終決定を妨げるものではない。

4 前項の規定にかかわらず、学則改正の提案及び教員の人事に関わる事項の決定については、出席者の3分の2以上又は構成員の2分の1以上のうちいずれか多数の賛成を得なければならない。

5 議長は、教員人事等を審議又は採決する場合、直接の利害関係を有する構成員を退席させなければならない。

## （審議事項）

第6条 大学院委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たって意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、再入学及び修了に関する事項

(2) 進級及び修了の判定並びに学位の授与に関する事項

- (3) 学生の賞罰に関する事項
  - (4) その他教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 大学院委員会は、次の各号に掲げる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じて意見を述べることができる。
- (1) 学則改正に関する事項
  - (2) 教員の採用、昇任その他の人事に関わる候補者選考に関する事項
  - (3) 非常勤講師の委嘱に関する事項
  - (4) 名誉教授の推薦に関する事項
  - (5) 教育課程、履修及び開講科目に関する事項
  - (6) 学位論文審査に関する事項
  - (7) FDに関する事項
  - (8) 自己点検・評価に関する事項
  - (9) 教育研究関連予算及び決算に関する事項
  - (10) 教育施設・設備の充実にに関する事項
  - (11) 大学院の将来計画に関する事項
  - (12) 学生の退学・除籍・休学・復学・転学及び留学に関する事項
  - (13) 学生の福利厚生、学生生活及び学生生活に関する事項
  - (14) 学生の宗教教育に関する事項
  - (15) 大学院行事、学年暦に関する事項
  - (16) 大学院委員会の審議が必要な諸規程の制定及び改廃に関する事項
  - (17) その他教育研究に関する重要事項
  - (18) その他研究科長が大学院委員会に付議する必要があると認めた事項  
(各種委員会)

第7条 大学院委員会は、前条に掲げる教育研究に関する事項を審議するために、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は、審議の結果を大学院委員会に報告し、承認を得るものとする。  
(議事録及び事務)

第8条 大学院委員会の議事及びその結果を議事録に記録し、議長及び2名の構成員の署名を得たのちこれを保管するものとする。

- 2 大学院委員会に関する事務及び議事録の保管は、事務部がこれにあたる。  
(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会及び福岡女学院看護大学運営会議の審議を経て学長が行う。

#### 附 則 1

この規程は、2023(令和5)年4月1日より施行する。